

平成18年12月

太宰府市議会総務文教常任委員会会議録

平成18年12月7日(木)開会

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成18年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

平成18年12月7日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第108号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第109号 太宰府市副市長定数条例の制定について
- 日程第3 議案第112号 太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第113号 太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第114号 太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第115号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第116号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第117号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第122号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第10 請願第5号 少人数学級に関する請願
- 日程第11 意見書第6号 「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである(7名)

委員長	武藤哲志	議員	副委員長	小柳道枝	議員
委員	片井智鶴枝	議員	委員	後藤邦晴	議員
"	橋本健	議員	"	門田直樹	議員
"	渡邊美穂	議員			

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

総務部長	平島鉄信	地域振興部長	松田幸夫
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	木村洋
議会事務局長	白石純一	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域コミュニティ推 進担当部長	三笠哲生	総務課長	松島健二

消防・防災担当課長	武 藤 三 郎	秘書広報課長	和 田 有 司
財 政 課 長	井 上 義 昭	税 務 課 長	古 野 洋 敏
納 税 課 長	児 島 春 海	特別収納課長	鬼 木 敏 光
会 計 課 長	志牟田 健 次	地域振興課長	大 藪 勝 一
教 務 課 長	井 上 和 雄	学校教育課長	花 田 正 信
社会教育課長	松 田 満 男	文化財課長	齋 藤 廣 之
中央公民館長 兼市民図書館長	吉 鹿 豊 重	議 事 課 長	田 中 利 雄

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 花 田 敏 浩

開会 午前10時00分

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） 皆さん、おはようございます。

まず、委員会の開会に先立ち、委員のみなさんへ、現在3名の傍聴許可をいたしておりますが、その後も傍聴の願いが出ておりますので、傍聴許可をいたしておりますので、報告申し上げます。

次に、傍聴される皆様には、委員会中はお手元の傍聴の際の注意事項をお守りください。

また、議案内容によっては、討論、採決時に一時退席願うことがありますのでご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

今回、当委員会に付託されております案件は、条例の制定2件、条例の改正6件、補正予算1件、請願1件、意見書1件です。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順とします。

それでは、議案の審査に入りたいと思います。

~~~~~

日程第1 議案第108号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

委員長（武藤哲志委員） 日程第1、議案第108号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」を議題とします。

それでは、執行部の補足説明を求めます。

総務部政策統括担当部長。

総務部政策総括担当部長（石橋正直） 政策推進課長が家庭の事情で欠席しておりますので、私のほうから補足説明をいたします。

内閣総理大臣の諮問機関であります第28次地方制度調査会による地方の自主性、自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申を受けまして、第164回国会において、地方自治法の一部を改正する法律の改正が平成18年6月7日に公布されたことに伴いまして、今回関係します条例の整備を行なうものでございます。改正されました主な内容につきましては助役制度の見直しに関する事項ということで1つは市町村の助役に代えて市町村に副市長を置くこと。2つには副市長の定数を条例で定めること。3つに副市長の職務について現行の助役の職務に加え長の命を受けて、政策、企画をつかさどることや長の権限事務の一部の委任を受け、事務の執行ができるようになったこと。第二に収入役制度の見直しに関する事項ということで、収入役を廃止し会計管理者1人を置くこと。また会計管理者は会計事務をつかさどること。第三に吏員制度の廃止に関する事項としまして吏員とその他の職員の区分及び事務吏員及び技術吏員の区分が廃止され、地方自治法本則の規程中の吏員、事務吏員技術吏員の用語はすべて職員の用語に改めることとなります。第四に監査委員制度の見直しに関する事項につきましては条例の

定めるところにより、3人または2人とされていた監査委員の定数が原則2人とされ、識見を有する者から選任する監査委員について条例で数を増加することができるものとされたところでございます。その他財務に関する制度の見直し、地方六団体への情報の提供、議会制度の見直し、中核市制度の見直しなどが改正されました。

そのことから本議案のとおりそれぞれ関係します条例を整理するものであります。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ただいま、総務部政策統括担当部長から説明いただきました。まず、新旧対照表をお開きいただきたいと思えます。議案第108号に係る部分として太宰府市税条例、特別職報酬等審議会条例、太宰府市予防接種健康被害調査委員会設置条例、太宰府市職員の共済制度に関する条例、太宰府市表彰条例が議案第108号に関連する内容になっております。まず1ページに市吏員を市職員に改める。今総務部政策統括担当部長からありましたように、助役、収入役を副市長に改める。予防接種についても推せんを推薦にして、助役を副市長とする。共済制度の助役、収入役のところは副市長。表彰条例についても副市長とする。以上が新旧対象表です。それでは委員からの質疑を許可します。

橋本委員。

委員（橋本健委員） 副市長の件は分かりましたが、助役制も廃止になる訳ですよね。これ4月1日から施行となっておりますけども、助役の任期と収入役の任期との兼ね合いはどういうふうになるのでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 平成19年4月1日から副市長ということになりまして、任期は平成19年12月31日までということです。現在の助役の任期をそのまま継承するということです。

委員長（武藤哲志委員） 橋本委員。

委員（橋本健委員） それと収入役の件なんですけれども。収入役の任期との兼ね合いはどのようになっているのでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 提案しています改正条例の経過措置というところに目を通していただきますと、2番に、第2条、第4条及び第5条の改正規定中収入役に係る部分については、この条例の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、なお、従前の例によるということで、収入役の現在の任期は平成19年5月31日までということになっております。

委員長（武藤哲志委員） 今、橋本委員から質疑があつてますが、4月1日からこの条文では市長、それから副市長、収入役とありますが、4月1日から副市長という制度になってきた時にそこでは収入役のところは副市長になりますが、そこでの5月31日の任期の関係でこの条例との照合性というのはどういうふうな状況になりますか、現実的には条例上はもう・・・。

総務部政策統括担当部長。

総務政策統括担当部長（石橋正直） 経過措置を読ませていただきましたけども、収入役の任期中、平成19年5月31日までは収入役という形で経過措置がとられるようになります。

委員長（武藤哲志委員） そうするとその間に会計管理責任者は5月31日その前に、提案しないといけないと思うんですが、収入役に代わる部分そういうものについても検討されておりますか。

総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 収入役の任期が5月31日までですので、6月1日からは新たに会計管理者が特別職じゃない、市長が補助する職員として任命されるということになりますので、人事異動という形になると思います。

委員長（武藤哲志委員） そこで今まである一定の不祥事があつたり、会計上の不備があつた場合については収入役がその責任をとり、損害賠償の義務が発生する場合があるんだけど、会計管理責任者が今後その責任を負うのか、そういう将来に渡って、この三役といわれる部分の責任範囲は内部検討されておりますか。

総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 現在の収入役の職務というのが地方自治法上で定められてまして、会計管理者は地方自治法、収入役の職務をそのまま会計管理者として引き継ぐということになります。それで、出納関係の責任者としては会計管理者が行うということになります。

委員長（武藤哲志委員） だから決算の編成をし、議会に提案をすると。そういう権限まで収入役の職務権限があるんですが、会計責任者が将来、今そこに座ってらっしゃる皆さんが収入役に代わり、会計責任者になった場合の職務責任というかこういう問題が来年6月1日からの関係ではあくまでも市長、副市長が責任を持って会計管理者が対応していくのかどうか。こういう内容は論議されておりますか。

総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 全く現在の体制と一緒にございまして、会計管理者に課長が来れば現在の課長の責任と。それから部長がなれば現在の部長と同様の責任ということになるかと思えます。ただ今委員長が言われました決算につきましては決算の調製は会計管理者が行いますけども、その調製した結果は市長に提出する、市長はその提出を受けて議会に提案するという形になります。

委員長（武藤哲志委員） いろんな形で担当部長のほうからあつてますが。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 助役に代えて副市長ということは恐らく副市長の権限もこれまでの助役以上に増えてくるんじゃないかと思うんですが、そのあたりは具体的にどのようになるのか。それともう一点は収入役を廃止して副市長ということなんですけども、年間の人件費とかの試算はどのようにされてますか。

委員長（武藤哲志委員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 助役から副市長に名称が変わっても大きくは変わらないわけですが新たに市長の命を受けて政策、企画をつかさどることができるようになる。権限を市長が一部委任をすればその委任を受けたものについては責任を持って行っていくということになります。それから収入役が廃止されて会計管理者になれば会計管理者は当然職員ということになりますので、現在の収入役の給与よりも下がるというふうに考えてます。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 大体具体的に収入役の報酬が減るわけですから、計算的にはできてないでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 所属に関することですので、あまり公表はできないんじゃないかなと思いますけども、部長職が会計管理者になれば約1,000万円、課長職になれば約800万円。年収で。そういうことになります。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員からは。

そうすると、まず第2条で助役及び収入役を副市長に改めるということですが、大野城市については収入役を置いてないと。以前から。という経過があるようですが、副市長として今まで助役という名称が副市長になってきた場合にどの範囲まで権限が副市長に集まるのかどうか。市長に代わって決裁ができるのかどうか。まず今のところ4月1日からですが、4月に市長選挙こういうものが行われた時に市長が立候補するしないは別としてそこで任期が終了します。その時に当然職務代理者としては助役か副市長が執行するのか。仮定として現在の助役が立候補した場合は当然総務部長が事務代行者になりますが、どの範囲までが副市長としての権限をこういう状況であります。内部的には副市長の権限、決裁権これは今までと変わらないのか、ある一定拡大されるのかこの辺はいかがでしょうか。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 権限は名前が変更になるということで変わりません。ただ先ほど政策統括担当部長が言いましたように市長が特別に委任を受けた場合については、委任の範囲の中で自分で執行できると。今私たちと同じように市長の補助者という形になってますので、そういうことになります。もしどちらとも選挙に出られた場合という仮定でございますけども、その場合は今の決裁権限の範囲の中で職務代理者という形で決裁をしていくという形になります。

委員長（武藤哲志委員） 今、総務部政策統括担当部長と総務部長から説明を受けておりますが、委員からは。

後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） 説明聞いて大体分かったんですけど、会計管理者が今までは収入役室という特別な部屋がありましたけど、兼務ということになればその部屋は収入役室のような特別な部屋は設けないようになるんですかね。

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 部屋について今のところ、兼務させるのか、あるいは部長職にするのか、課長職にするのか、そういうふうなことがあります。それによって部屋の使い方も変更になるだろうと思ってます。今のところそこをどうするかという決定をいたしておりませんので、今後それについては煮詰めていきたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員からは。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、条例改正新旧対照表をお開きいただいて、まず1ページの市吏員を市職員とすることについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは次のページ、特別職の報酬等審議会の部分について、助役、収入役を副市長とすることについての質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは予防接種健康被害調査委員会についても助役を副市長とすることについての質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

職員の共済制度の部分についても助役、収入役を副市長にすることについての質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それから太宰府市表彰条例新旧対照表の中で助役、収入役を副市長にすることについての質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第108号に対しての討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。議案第108号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。したがって議案第108号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時19分

~~~~~

日程第2 議案第109号 太宰府市副市長定数条例の制定について



委員長（武藤哲志委員） 日程第2、議案第109号「太宰府市副市長定数条例の制定について」を議題とします。まず、議案の57、58ページです。それでは先ほども簡単に説明がございましたが、再度、総務部政策統括担当部長から説明を受けます。

総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 先ほどの議案第108号でもご説明申し上げましたが、現行の地方自治法第161条第2項には市町村に助役1人を置くとなっております。ただし条例でこれを置かないことができるということになっておりましたけども、今回の法改正で副市町村長の定数は条例で定めるとされたことにより本条例を制定するものであります。条例の中では太宰府市におきましては副市長は1人ということで提案させていただいております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ただいま総務部政策統括担当部長から条例を現在助役が1名とすることについて、副市長として1名とすると。なおこれも来年度の4月1日から施行するというところで説明がっております。これに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、先ほどの条例との関連がありましたので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第109号に対しての討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。議案第109号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。従って議案第109号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時22分

~~~~~

日程第3 議案第112号 太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

委員長（武藤哲志委員） 日程第3、議案第112号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

まず、新旧対照表がありますし、この内容も含めて条文だけではなかなか分かりにくいところがありますし、まず選挙管理委員会事務局を兼ねております総務課長から説明を受けたいと思います。

総務課長併選挙管理委員会書記長。

総務課長併選挙管理委員会書記長（松島健二） 議案第112号、太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

新旧対照表の7ページをお願いをしたいと思います。この改正につきましては、この根拠となっておりますので公職選挙法の改正が行われましたので、それに基づいて改正を行うものでございます。

第1条では「第141条第9項」を「第141条第8項」に、これにつきましては選挙運動用の自動車、ポスターの規定でございますが、それと第2条におけます「第86条」を「第86条の4」に、また「第100条第1項」を「第100条第4項」に改めるものでございます。「第86条の4」につきましては候補者の届出等、また「第100条第4項」につきましては選挙運動用の自動車の無料使用について規定が行われているものでございます。具体的な内容については従前どおりでございます。また、この条例につきましては公布の日から施行するようにいたしているところでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ただいま総務課長併選挙管理委員会書記長から説明がありました。委員の質疑を許可します。

橋本委員。

委員（橋本健委員） 選挙運動用の自動車を無料で使用することができるというふうに条例でうたっておりますけれども、これは車1台に限りということでしたでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） まず、総務課長。とりあえず車のリース、それから自分の車を使った場合については認めませんから運転手についてという部分。まず選挙管理委員会が公費を支出する基準。だから音響装置まで付けた部分のリースの場合は6日間、最高額がいくらでこういう状況の内容が説明できれば今橋本委員の内容。ただしリースができない場合は自分の車に拡声装置を付けた場合について、そういうものは認められるのか認められないのか。当然認められませんが、運転手については6日間の部分についていくらというまずその辺を私のほうとしても本会議報告する必要が、委員から質疑が出た場合に答えなきゃいけないのでその辺説明いただければお願いしたいと思います。

総務課長併選挙管理委員会書記長。

総務課長併選挙管理委員会書記長（松島健二） まず自動車でございますが、リースの場合につきましては6万4,500円を最高限度としてお支払いをするという形になります。

委員長（武藤哲志委員） それは音響装置一式という形ですね。

総務課長併選挙管理委員会書記長（松島健二） はいそうです。

委員長（武藤哲志委員） それから、自分の車に音響装置一式を乗せた場合、これはリースとして認められませんが、運転手については6日間一日いくらということ。

総務課長併選挙管理委員会書記長。

総務課長併選挙管理委員会書記長（松島健二） 運転業務に従事する者につきましては1万2,500円という形になります。

委員長（武藤哲志委員） の6日間ですね。

総務課長併選挙管理委員会書記長（松島健二） はい。

委員長（武藤哲志委員） 今橋本委員から質疑がありました。リースについては最高額で6万4,500円の6日間。運転手については1万2,500円の6日間。

他に委員からの質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

そうすると、まずここに出てきておりますポスターの部分について、掲示場所については96くらいだったと思うんですが、この変更はないのでしょうか。

総務課長併選挙管理委員会書記長。

総務課長併選挙管理委員会書記長（松島健二） 掲示場所については確か正確な数字ではございませんけど、80数箇所だったというふうに理解しております。それでこの変更につきましては現在10投票所あるわけですが、これについての変更等、市民の利便、それと有権者数等勘案した中で現在検討を行っている段階でございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） そうするとポスター公費負担についてはかかった実費の最高限度額ということで判断をしていいのでしょうか。

かかった実費の最高限度額。今総務課長併選挙管理委員会書記長から公職選挙法、市長、議員の公費負担、公正なできるだけ負担のかからないということですが、ただあと郵便料金については2,000枚について無料で出すことができるが印刷代は別だと。郵送料について。だから公費が該当する部分については車両のリースかそれとも運転業務の6日間、ポスターの限度額かそして郵送料として2,000通の郵送料金の無料。ただしこれが法定数に満たない場合は公費の支出は出ないと。

こういうふうに受け止めていいのでしょうか。総務課長併選挙管理委員会書記長。

総務課長併選挙管理委員会書記長（松島健二） はいそうでございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは具体的に公職選挙法公費負担に関する説明がっておりますが、他に委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第112号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第112号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

委員長(武藤哲志委員) 全員挙手です。

したがって議案第112号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前 10 時 30 分

~~~~~

日程第 4 議案第 113 号 太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について  
委員長( 武藤哲志委員 ) 日程第 4、議案第113号「太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

それでは新旧対照表について 8 ページ 9 ページがありますし、条例の改正ですので、監査委員事務局長もお見えになっておりますが、担当が総務課になりますので総務課長から補足説明を受けたいです。

総務課長。

総務課長( 松島健二 ) 議案第113号、太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

新旧対照表 8 ページ 9 ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、先ほど政策統括担当部長の方から説明がありましたように地方自治法の一部改正が行われております。この改正に基づき改正するものでございます。

改正案は右側の欄ですが、現行の左側の欄になります。この第 2 条、監査委員の定数につきましては法律で、政令で定める市以外の市及び町村にあたっては 2 人とすると決められたことによりましてこの規定を削除するものでございます。

また、この削除に伴いまして、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条から第 12 条までを 1 条ずつ繰上げを行っているところでございます。

以上でございます。

委員長( 武藤哲志委員 ) まず説明を受けましたが委員から質疑がありましたら。

片井委員。

委員( 片井智鶴枝委員 ) 今現在監査委員に対して監査請求とかがあってというのは年間にどのくらいきているのかその辺りをお願いします。

委員長( 武藤哲志委員 ) 監査委員事務局長。

監査委員事務局長( 木村洋 ) 住民監査の関係ですが、住民監査は本年度請求は出ておりません。

委員( 片井智鶴枝委員 ) ここ数年で監査請求というのは何件かありましたか。

委員長( 武藤哲志委員 ) 監査委員事務局長。

監査委員事務局長( 木村洋 ) 平成 16 年度 1 件住民監査出ておりました。平成 16 年。

委員長( 武藤哲志委員 ) 第一交通産業の土地の払い下げ問題は平成 16 年だったですか。

監査委員事務局長。

監査委員事務局長（木村洋） 平成17年、17年だったですね。失礼しました。平成17年です。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） その監査委員の話の内容というかそういったのは現在公開には今なってるんですかね。

委員長（武藤哲志委員） 監査委員事務局長。

監査委員事務局長（木村洋） 定例も含めてですが監査委員の会については原則公開ですので公開になっています。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員から。

（「なし」と呼ぶ者あり）

現在歴代の監査委員というのは専門的な税理士さんとか公認会計士、まあ福岡市辺りは公認会計士が入っているようですが、この監査委員、議会から1名、学識経験者から1名というのはこの議会選出は1名全員同意のうえですが、監査委員の選出については規定はないんですか。学識経験という形で福岡県の職員で財政的に精通していたという形で現在監査委員が就任されていますが、税理士さんあたりをという今までずっと歴代はそういう専門知識、資格を持った方が監査委員になっておりましたが、こういう規定はないんですか。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 一人は議会選出の委員さん、もう一人は学識経験でやってますのでそれをどうとらえるかが執行部側の判断だろうと思っています。慣例的には行政経験あるいは先ほど委員長がおっしゃってますように会計士の免許持ってる方、あるいは税理士の免許持ってる方の中からだいたい選ばれるというところがございます。各市ともだいたいそういう状況の中から選ばれておりますので当市もそれにならって選任をしているところがございます。

委員長（武藤哲志委員） 今、説明がありましたが、委員から再度質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それではこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第113号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第113号について原案の通り可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがって議案第113号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時36分

~~~~~

日程第5 議案第114号 太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について
委員長（武藤哲志委員） 日程第5、議案第114号「太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

まず新旧対照表の10ページ、11ページを含めてですが、担当課は総務課ですので総務課長から説明を受けたいと思います。

総務課長。

総務課長（松島健二） では議案第114号について説明をさせていただきます。

新旧対照表では10ページ、11ページになりますが、今回の条例改正につきましても、地方自治法の改正に伴うものでございまして、第1条で助役、収入役を副市長に改め、第2条で吏員、その他の職員の文言を削除しているところでございます。

また、現行の第2条第2号、議会議務部局の職員から、第5号、農業委員会の事務部局の職員のところまでの事務局長、書記長、書記につきましては、市長事務部局の職員の欄との整合を図るために削除を行っているところでございます。なお、定数につきましては現行どおりでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ただいま、説明がありましたが、委員から質疑がありましたら許可します。

それでは補足説明を受けたいと思います。現在の対照表を見ますと市長部局から公営企業関係がありまして合計423名うち兼務が31名、兼務内容が載っておりますが、この間市の職員として勤められておられて不幸にも亡くなられた方もおられます。そういう状況がありますが、現在実質392名ですが、定数割れは実質何名になっているのか分かれば報告をいただきたい。採用この4、5年しておりませんし、392人の実質定数割れは何名で現在のところ市長部局で定数が何名欠員。教育委員会で何名の欠員かそういうものが分かれば報告をいただきたいと思

分かりますか、すぐ。ちょっと休憩しましょうか。

（総務課長「よろしいですか」と呼ぶ）

（総務課長「すいません、お願いします」と呼ぶ）

ここで暫時、まず50分まで休憩します。

休 憩 午前10時39分

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） 開会前ですが、傍聴申請が出ておりまして現在4名の方が傍聴いただいておりますので傍聴規則をお守りいただきたいと思

~~~~~

再 開 午前10時50分

委員長（武藤哲志委員） それでは休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど、議案第114号の職員定数について私のほうから定員総数について質疑をしておりましたが。

総務課長

総務課長（松島健二） 現時点におきまして、職員定数につきましては392名でございます。これは兼務職員を除いた数字でございます。それで実人員でございますが、369人ということになっております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） そうすると、実質の定員割れというか、これは20何名。

総務課長。

総務課長（松島健二） 23名になります。

委員長（武藤哲志委員） 亡くなられた方、早期退職、こういうのが現在のところ23名が定数割れになっておるところですが。

委員から質疑はありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） この職員の定数に関しては行政委員会からも提言がいろいろなされていると思うんですけども、これから5年かくらいの間で団塊の世代の方の退職多くなってくると思うんですね。今年代的な職員の構成というのがかなり偏っていると思うんですけども、その定数計画の中で何人に最終的に5年後10年後の計画があると思うんですけどその辺りはこれからどのように考えてますでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） いわゆる団塊の世代の大量退職に伴いますこともありますが、将来に渡っての定員の適正化という計画を現在作っております。平成20年から大量退職者が出てくることに鑑みまして、それに基づいたところでの計画的な採用を行っていきたいというふうに考えております。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 今の段階では年度別の計画は具体的にはないということですかね。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 将来的な展望の中での計画は持っておりますが、実際に何人何人というところまでは今後の情勢等もございましてそういったところを勘案しながら行っていきたいというふうには思っております。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 中途退職の方というのは想像がつかせませんが定年退職者の方というのはある程度想定がつくと思うんですね。ですからかなり今若手の職員が少なく、現場の方はかなり厳しい状況にあるんじゃないかと思えます。ですからきちんとそこら辺の年代別と

かいろんな事考慮されて定数の適正化を早めにやっていただけたらと思います。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員から。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） さっきの定数割れのところにちょっと関連しますけども、市長部局の292人の定数に対して現数がいくらか、それから教育委員会とこの2つ教育委員会がありますけど、ここの現数は今分かりますか。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 市長部局におきましては総数は277でございます。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊美穂委員。

委員（渡邊美穂委員） 教育委員会は。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 失礼しました。実人員で申しますと市長部局につきましては269でございます。教育委員会につきましては59でございます。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊美穂委員。

委員（渡邊美穂委員） 定数50ですよ。

委員長（武藤哲志委員） だから学校その他の教育事務局職員を含めてということでこれが59になるわけですね。そうすると、先ほど総務課長が言いましたように欠員が23ということで市長部局が13名の欠員ということになりますか。実質292名の中から269ということは13名の欠員があると。市長部局に。

（渡邊美穂委員「23名です」と呼ぶ）

全体的に23が、教育委員会含めて23でしょ。

（渡邊美穂委員「市長部局だけで今23名の欠員があるというふうにおっしゃったけど」と呼ぶ）

委員長（武藤哲志委員） 市全体じゃないですか。

（渡邊美穂委員「それはさっきおっしゃったんですけど、だから市長部局だけで23人あるからおかしいなと思ったんですけど」と呼ぶ）

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 先ほど私がお答え申し上げましたのはですね、条例で決めている定数ということではございませんでですね、実際に職員の総数といいますか、現在おる総数という形でご報告を申し上げました。

委員長（武藤哲志委員） ちょっと、皆さんにも分かるように今ここで、市長の事務部局の職員が292はこれは7名を兼務させているけど、実質は297なのか、それとも7人を引いた数字なのかと。こういうふうには選挙管理委員会8人のうち7人が兼務ですけど、実質この292名、6名、8名、4名、それから監査委員事務局も4名おりましたかね。

監査委員事務局長。実質今3名じゃないですか。

監査委員事務局長（木村洋） はい。

委員長（武藤哲志委員）　ここは監査委員事務局は4名となっているけど実質は3名だと思うんですね。だから実質部分で定数は4だけど、欠員が23というのはもう少しちょっと分かりやすく説明がいただければありがたいんですが。

総務課長。

総務課長（松島健二）　現在ここに新旧対照表に掲げております職員の定数につきましては総数で423人でございます。この内現在実際に兼務職員も含めまして総数という形で、現在定数ではなくて兼務も含めた総数といいますか、が369人でございます。そのうち実人員としまして369人という形になります。

（総務部長「委員長」と呼ぶ）

委員長（武藤哲志委員）　総務部長。

総務部長（平島鉄信）　整理しましょう。68ページを見ていただけませんか。今回は定数の数は変更しておりません。地方自治法の改正によりまして、事務吏員と技術吏員というのが今までいましたので、それを効率よく使っていこうというふうな形で職員に一本化されました。それだけの修正でございます。それらに附属してせっかくですからみなさんのご質問がぁあっておると思いますが、一番下の合計が423人というのは兼務を入れて423人です。ですからこれから31を引きますと392になりますかね。392人が実質職員がいる分でございます。それが実際は369人しか実際いませんよということです。で内訳が今把握しておりませんので……。今のところ23人が実際、定数から少ない数ですよということになってます。その内訳がですね、ちょっと私資料持ち込んでいませんが、議会が6人ですけど実質6人います。選挙管理委員会は兼務が7人ですので実質1人ですけど1人います。監査委員事務局が定数4ですけども、前梅崎参事さんいらっしゃいましたので4でしたけど今3になってます。農業委員会の事務局は兼務が2ですから定数1ですけど実数1と。で教育委員会とその大きい分は承知しておりませんがそういうふうな形で後ほどこの議決の関係はございませぬのでお知らせをするという形で提案をしていきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員長（武藤哲志委員）　だから私どもとしては、この何年かの間に退職をされた、それから早期退職もあるし、亡くなられた職員もおられると、実質この定数がありながら実職員の中でこういう定数がされておられて何人の方が本来定数がありながら、それは補充していくとか、過去の部分については市長のほうからこういう定数が割れているので是非採用したいと、この前も私もだいぶ前ですが、一般質問して、職員の能力というのはそう簡単にはいかないはずですよ。時間もかかるはずですよ。教育というか、そういう財政から執行するまでの能力を補うまでに、また団塊世代でこの5年間に50人近くも退職をすると。こういう状況でこの周辺の春日市、大野城市、筑紫野市も職員採用やっているが、太宰府市はずっと職員採用してないという状況の中で団塊世代を迎えて退職していくがずっとこういう状況の中では職員の定数割れが続く状況ではないですかと。現実に23人くらい定数割れになったり退職したりしている部分であれば1億円以上の財政効果というか財政支出はないはずですよ。だからその辺をこの関

連する内容について、吏員を職員にするという条例だけど私ども総務の人事管理までの所管委員会ですから実質どのくらいどのくらいの職員割れがあるのかは知っておく必要があるんじゃないかという形で総務部長、総務課長にお聞きをしているところです。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） それは理解しておりますので、ちょっと数字を持ち合わせておりませんので後ほどということをお願いしたいと思います。で現在言えるのは392人の実定数がなかなかいけないうちに実際は369人、23人の定数割れがあるということです。これは1つはですね大きくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員というふうにあります。調理員さん関係ですけども、これを学校の給食調理業務を委託しておりますのでこれの減がやはり大きいということ。それからやはり委託、あるいは今度指定管理者制度ができましたので、指定管理者制度に伴いまして委託等を行って職員の減。やはり経常収支比率を大きくしますのではやはり人件費あるいは公債費が大きくございますので、それを改善するためにもその辺の減額をしていかなければならないとそういうことで考えております。片井委員さんのご質問のように今後国家公務員も5%、10年間で減額していこうというのがございまして、地方もそれに見習ってというのがありますので、私たちが退職する前にその定数をまた同じような形で入れますとかまたこういうかたまりができますのでその辺はある程度スムーズにいつでも年代がいるような状況の中で同じ人数がいるような中での採用計画も立てておりますので、少し減らしながら大きな山がないような形で採用をしていきたいなと思っております。私たちがやめる場合は年齢も少し引き上げた形で今25、6代の職員がいまないのでそういうことも考えながら採用を計画していこうかなというふうになら今考えております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 現在欠員23名というのは国がいつてる将来この行政改革で5%減らすというのに5%以上太宰府市は現実には減らしているということになるんじゃないですか。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） これは一番多い時での423人というふうになってます。これ以上増やさないよということで定数の引き上げはしないというふうな考えをしまして、現在今いる職員からさらに削減をということを考えております。今の職員の数で今の公債費の償還の金額で98.6%という経常収支比率でございますのでさらに指定管理者制度あるいは委託あるいは組織の改編等々で効率のいい組織を目指しながら職員も減らしてやれるような体制作りを行っていかねばいけないと思っております。

委員長（武藤哲志委員） 関連して後から出てくる補正予算の中で退職、亡くなったかたの給与の減額が計上されておましてね、だから23名ということは1億5,000万円くらいの義務的経費の支出が現実にこの何年かずっと抑えられてると、ただし経常収支比率は高くはなっているというふうに説明上は解釈できるわけですけどね。とりあえずこれは今のところ内容的には職員定数の問題も出ておりますが参考というか審議上の関連的な部分で説明を受けておりますので

先ほどから総務部長、総務課長から後から実質的な部分については参考資料として配布するというので回答いただいておりますのでその部分にとどめておきたいと思いますが委員の皆さんいいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは他に質疑がありましたら許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第114号に対して討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) これで討論を終わります。採決を行います。議案第114号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

委員長(武藤哲志委員) 全員挙手です。

したがって、議案第114号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時08分

~~~~~

日程第6 議案第115号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

委員長(武藤哲志委員) 日程第6、議案第115号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

まず新旧対照表12ページ、13ページ。字句の変更ですが、誤解がないように、特別職の給与を上げようというものではありませんけど。総務課長から補足説明を受けたいと思います。

総務課長。

総務課長(松島健二) 議案第115号について、説明をさせていただきます。

この条例改正につきましては、第2条第1号の「助役・収入役」を「及び副市長」に改めるものでございます。また今回、国家公務員等の旅費に関する法律の改正が行われましたので、宿泊料の甲地方の範囲について、札幌市、北九州市、仙台市を削除し、さいたま市、堺市を追加するものでございます。また、第2条第8号の改正につきましては言い表し方を統一するものでございます。

以上でございます。

委員長(武藤哲志委員) 今、総務課長から近隣の北九州市、また中核都市、政令市に昇格した関係があって甲、乙の部分の宿泊料の変更が講じただけで助役を副市長に改める。収入役の部

分については任期以降についてはこれは廃止するという状況になると思います。それでは70ページの特別職の給与等に関する条例と新旧対照表についての質疑がありましたら許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員。

委員(橋本健委員) 甲地方の基準ですね。その現行と改正案で北九州市、仙台市、札幌市が削除になって、新たにさいたま市、堺市になったというこの基準といいますかどうしてこのようになったのかお尋ねしたいんですが。

委員長(武藤哲志委員) 総務課長。

総務課長(松島健二) 市の旅費、この条例の根拠となりますのが国家公務員等の旅費に関する法律に基づいてですね、この条例を作成しておいたという経緯がございます。それでこの法律が改正されたということで今年から地域手当というものが導入をされております。その地域手当の区分の中にこれは1級からずっとあるわけでございますが、1級地から4級地までの都市の政令市についてはという部分がございますので根拠となるのはこれがよりどころということで今回の改正を行っておるということでございます。

委員長(武藤哲志委員) 総務部長。

総務部長(平島鉄信) 今の地域手当といいますのは国家公務員の給料が今まで東京都でも九州でも北海道でも同じ金額。それを地域によって、やはり東京は所得が高い、あるいは物価が高いというところで東京については少し手厚く給料を差し上げようと、特に東北地方については給料があるいは物価が安いので給料を少し平均よりも下げよう。九州も若干下がるという形になります。そういうところで地域手当というのが3%、あるいはゼロ%のところ、東京については18%ぐらい給料上げますよといったところもあります。そういうように物価とか給料が高いところ、特に物価が高いところについては宿泊施設の単価も高いだろうと、そういうことから今回見直しをされまして札幌市についてはそういう物件費、宿泊手当が費用が安いので今回は乙地方に、宿泊料を少なく支給してもいいんじゃないかなろうかとそういうことで整理されましてそれに合わせた改正でございます。

委員長(武藤哲志委員) 関連が少しありますので、次の証人等の部分、それから議会等の関係で証人等議会に来ていただく場合についての甲、乙地方については1万900円と9,800円。議会関係変わりませんが、これは今私ども当然行政視察する場合については一番安い方法としてビジネスホテル等利用しているわけですが、これは実費支給ということになるのか、それとも1万3,100円の部分のこの金額をお渡しするのかどうか、この辺も参考に。実費精算なのか、それとも最高額の1万3,100円か1万1,800円かという部分、当然領収書というものもあると思うんですが、この辺はどういうふうに運営をされるんでしょうか。

総務課長。

総務課長(松島健二) 基本的なところではここに掲げておる数字につきましては最高限度額というふうに考えております。それで実費というのが基本になるというふうに思います。また指

定宿泊所に泊まらなければならない場合、そういったところにつきましては別決裁をもってそれに対応するという形をとっております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） どうしても高いところに泊まらなければならない場合、全国市長会があったり、議長会があったりして、そういう指定されたところに泊まればどうしても1万1,800円で泊まれない場合がある場合はそれは実費的な部分で支給する場合もあるということを受け止めていいでしょうか。

総務課長。

総務課長（松島健二） はい、その通りでございます。

委員長（武藤哲志委員） 今、まず特別職の市長、副市長についての宿泊料の東京、政令市こういう指定されたところに泊まったときの実費また超える場合もあるということで説明を受けましたが委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第115号に対するの討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第115号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがって、議案第115号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時16分

~~~~~

日程第7 議案第116号 証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

委員長（武藤哲志委員） 日程第7、議案第116号「証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。なお、この部分については議案書71ページです。

まず総務課長から補足説明を受けたいと思います。

総務課長。

総務課長（松島健二） 議案第116号、証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

この条例改正につきましても、先ほどご説明申しあげましたように国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴いまして改正するものでございます。その他、議会議員の報酬及び費用弁

償等に関する条例、及び太宰府市職員の旅費に関する条例も同様に別表中の宿泊料の甲地方の範囲についてそれぞれ改正を行うものでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ただいま総務課長から説明を受けましたが委員から質疑はありませんか。

それでは私のほうから質疑をしておきたいと思います。まず証人等の実費弁償に関する条例ということで第1条、別表として東京都、大阪市、名古屋市から各政令市こう出ておりますが、いまだかつて私も長い議会活動の中ありませんが、もし証人として、春日市ではあっておるようですが、春日駅周辺の土地の払い下げ問題で裁判をしたり、議会の百条委員会が行われたりして、再三に渡って証人の方に東京から来ていただいた場合、こういう場合は証人の宿泊料、そういうものが将来ありえるのかどうか、こういう状況で証人の実費弁償に関する条例が設けられた。太宰府市ではありませんが、証人がどうしてもここに来て前日から泊まって議会に出てこなければならぬ場合はこういう証人のところにこういう宿泊料、交通費の実費こういう状況がありますが、こういう部分についてはこれが該当するようになるのかどうか。

総務課長。

総務課長（松島健二） 今の想定の中では該当するというふうに思います。この条例の適用になるということでございます。

委員長（武藤哲志委員） 将来あってはならないことですが、百条委員会を設置したり、議会が証人として召集した場合について、県外の人、専門的な部分、こういう遠くから来ていただく方には宿泊料だとか交通費の実費支給を条例に基づいてやると、裁判所と同じだという形で受け止めていいですね。

総務課長。

総務課長（松島健二） その通りでございます。

委員長（武藤哲志委員） ただいま総務課長から具体的に証人に関する実費費用についての説明を受けました。

委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 16ページの新旧対象の部分もよろしいですか。

委員長（武藤哲志委員） はい。片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 16ページの新旧対照表の中です、支度料といった項目があるんですが、これはどういったものなんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） まず職員が海外研修をする場合についてですね、そのために職員を海外に派遣するとか研修をさせるという部分がありますので、こういう部分というのは過去に何回かありましたので参考までに説明いただければと思いますが。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 支度料については海外出張を命じられた時にパスポート等の費用がかかりますのでそういう海外渡航に対する費用を支度料という形で支出するものでございます。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） これ条例を見ないと分からないんですけども、海外の渡航に対してということで支度料って限定されているんですかね。

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） その通りです。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 支度料というのが過去ですね、これまで果たして使われてきたのかということもお聞きしたいんですけど、実際パスポートを作る費用だけに支度料が支払われるわけですか。

委員長（武藤哲志委員） まず、過去に何回かありまして、太宰府市と海外韓国扶餘邑と姉妹都市を結んでおりまして使節団だとか国際交流だとかそういう状況があって、そういう場合についてその用意だとか様々な形があって条例化した経過がありまして、これ国に準じられて折ると思います。国の基準があって太宰府市は過去にこれを活用したという経過があるようです。条例上にも明記されていますので、ただここだけに出てくる支度料というのはこれは四役にも該当しましたよね。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） はい。職員の例によるというふうにありますので。

委員長（武藤哲志委員） 議会が該当しなかったですね。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 議会も職員の例によるとなっていたと思います。

委員長（武藤哲志委員） いやなってないはず。

職員の例によるとはなってないはずですけど。

それは後でしましょう。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 業務命令で海外出張というかそういうことをする場合ということで支度料というのがあると思うんですが、公務員に関してのいろんな手当というのがかなり今厳しく、いろんな特別手当を出さないようにと国から指導があつてますよね。例えば危険手当とかいろんなものが。時代にそぐわないという手当というのがありますので、この支度料に関しても実際にいるのかどうかきちんと議論をされて、もし支度料という名目じゃなくて海外出張の場合どうするのかということも含めてやっぱりこら辺もきちんとこれから検討していったらどうするのかということをしてほしい。なくすなりなんなり考えてほしいなと思います。現実的に海外に行くということは過去10年くらいあるんですかね。実際支度料使って。

委員長（武藤哲志委員） まず委員から質疑がっておりますが、例規集の2,751ページをお開きいただけませんか。まず例規集の1、2751ページです。2,751ページの第2条に任命権者が法第6条により命令をするということでその中に4項に外国という形で入っております。そしてずっと具体的な命令関係がありますが、276ページ旅費の種類として第6条9項ですね。支度料は外国への出張について支給し、別表の定額によるというのが3万円というのが別表ですね。しかも7日以内の旅行については半額とするという規定がありますので、関連する部分がありました。他に委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、再度審議の関係がありますから新旧対照表について、ただいま証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてが論議されました。それから議会議員についても特別職と同じという内容になっております。それから16ページの市職員の旅費に関する新旧対照表、こういう状況まで関連します。再度質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第116号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第116号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。したがって、議案第116号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時31分

~~~~~

日程第8 議案第117号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

委員長（武藤哲志委員） 日程第8、議案第117号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案書73ページ、それから新旧対照表の17ページをお開きいただきたいと思います。

財政課長。

財政課長（井上義昭） 議案第117号、太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては既存の入居者の数に比べまして住宅の規模が適切でないと思われる場合において新たに入居者を募集しようとしている公営住宅に、当該既存入居者が入居することが適当であると事業主体が判断するときは公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支



障のない範囲内で公募によらず当該既存入居者を当該公営住宅に入居させることができるという主旨で法律が改正されたことに伴いまして条例を改正するものでございます。いわゆる住み替えを可能にするようなことができるようになります。そのような主旨で改正されたものでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ただいま財政課長から説明がありました。

委員から質疑がありましたら許可します。

門田委員。

委員（門田直樹委員） もう少し詳しく聞きたいんですが、太宰府市の市営住宅の入居率ですね、逆を言うと空き率ですね。それから家賃の滞納がその後どのくらい改善されているのかですね。まずお聞きしたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 財政課長。まず一般が入れる公営住宅、銚ノ浦12世帯。地区改善事業として般若寺と朱雀にあります部分について今、門田委員から空き率、決算委員会では家賃の滞納が議論になっておりましたが、この部分分かれれば報告いただきたいと思います。

財政課長。

財政課長（井上義昭） 現在空いている部屋は1部屋でございます。36戸中の1部屋だけ空いています。

委員長（武藤哲志委員） 場所は。

財政課長。

財政課長（井上義昭） 般若寺市営住宅でございます。

委員長（武藤哲志委員） それから家賃の滞納状況は分かりますか。

特別収納課長。

特別収納課長（鬼木敏光） 滞納状況でございますが、全世帯の半数世帯が期日より遅れて納入しているような状況でございます。それで毎月中旬頃督促状を持って納付相談に回っている現状でございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 特別収納課長、一般の先ほど言いました銚ノ浦12世帯と地区改善対策事業住宅が般若寺と朱雀にあります。まず市営住宅一般の五条の銚ノ浦の滞納状況と同和対策事業住宅の滞納状況について、できれば特別収納課長報告いただきたいと思うんですが。

特別収納課長。

特別収納課長（鬼木敏光） 一般の銚ノ浦の住宅11世帯あたり、6世帯あたりが期日どおりじゃなくて納付が遅れている状況でございます。また同じように般若寺住宅についても11世帯中6世帯、朱雀住宅についても12世帯のうち8世帯が納期通りに納めていない状況でございます。

委員長（武藤哲志委員） 現在、五条の銚ノ浦が6世帯、般若寺が6世帯、朱雀が8世帯、納期が遅れておるといふ説明が特別収納課長からありました。

他に質疑はありませんか。

橋本委員。

委員（橋本健委員） 今回の報告は現在の状況でしょうけど、1年前に戻りまして、平成16年度が8世帯で159万円の未納額がありまして、3箇所の総額が。平成17年度はどれくらい。減ったのかそれとも増えたのか、その辺ちょっと教えていただきたいんですが。平成17年度の滞納世帯が何世帯で滞納金額がいくらなのか。

委員長（武藤哲志委員） ちょっと私も決算書持ってきてないんですが、まず今橋本委員から出されている内容について後からですね、先ほども総務部長の部分がありますが、現在の公営住宅の部分につきましては、特別収納課と総務課の所管がありますから後から報告いただいてよろしいでしょうか。

（橋本委員「はい」と呼ぶ）

特別収納課と総務課の所管になるんですかね、その辺後から検討して口頭で構いませんから報告いただけますか。今できますか。

（特別収納課長「後から報告・・・」と呼ぶ）

それ以外に委員から。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） これは家族構成に応じて、法改正というのは住居の適正な大きさのところに住みかえができるということだと思んですけど、これによって現実今太宰府市の市営住宅に現在住んでおられる方々に対して何らかの影響とか、指導とかをされる予定はあるんですか。

委員長（武藤哲志委員） 財政課長。

財政課長（井上義昭） 今回の住みかえが可能になったという中には、ひとつには世帯構成、たとえば赤ちゃんが生まれたとかそういうことが想定されるだろうと思います。それで現在住みかえに対応できるような空き部屋がございません。間取り自体が全く同じでございますので、広いところに住みかえられるのかということにはならない状況でございます。したがって、この条例改正をいたしましてもすぐに適用ができるのかどうかというのは今のところ予定はございません。

委員長（武藤哲志委員） 他には。片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 私も時どき市営住宅に入りたいんですけどもということを聞くんですが、今現状としてですね、市営住宅はほとんど空きがない状態でほとんど同じ方が長期的に借りてるとというのが状態ではないかと思うんですけどもその辺りはどんなでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 財政課長。

財政課長（井上義昭） 今おっしゃられるとおりでございますけどほとんど入れ替えはございません。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 今片井委員の質問と関連があるんですが、やっぱり住みかえて広いところに移りたいけども移れないということもありますよね、けども、例えば何世帯か住んでずっと親兄弟から何世代まで交替で住みかえてるといった方もあるんですよね。それと今橋本委員からもありましたように滞納状況もだいぶありますので、その辺りを加味してですね、一般の方も入りたいという方もおおごさいますので一般で入れるようなところはできるだけ住みかえができるような状況を作ってもらえれば、一般市民の方も皆さんが今厳しゅうございますので少しでも安い家賃のところに住みたいと思いますから努力する必要があるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 財政課長。

財政課長（井上義昭） 今住みかえの考え方で言いますなら、今すでに住宅に入居されている方が新たに公営住宅の募集があった時にそちらのほうに住み替わったほうが非常に生活上都合がいいとかそういった状況がある場合だけでございます。したがって今入られてない方が新たに入居したいということとはまた別の問題でございまして、その部分につきましてはほとんど入れ替えがっておりませんのでなかなか入れないというのが現状でございます。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） この市営住宅の入居に関して契約というのは何年契約とかそういった規定があるんでしょうか。何年おきに更新するとか。そこら辺どうなってますか。

委員長（武藤哲志委員） 財政課長。

財政課長（井上義昭） 基本的には1年契約でございます。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 1年契約。そして更新していくわけ。

委員長（武藤哲志委員） 財政課長。

財政課長（井上義昭） そうでございます。

委員長（武藤哲志委員） 私以前に一般質問したことがあるんですけど、その時の回答はなかなか前向きじゃなかったんですけど、現在太宰府病院は九電工が委託を受けたと、そういう形でそこに福岡県職員のアパートがありますよね、五条台の上がり口のところ。今全部空いてるんですよね。あれをできればね、太宰府市営住宅は一般が入れるのは12世帯しかありませんが、あういう部分を県から借りて、そのままにしておくとか荒れ放題になるんですけど、県から借りても太宰府市の公営住宅的なものはできないかと私も以前質問したら今入っているからできんとかいろんな部分がありましたが、今のところ廃墟になって解体してしまうような状況よりも効率的な問題があるけども、一度総務部ちょっと市長と協議はしてみませんか。もったいないと思う、あれだけの空き家が。福岡県職員がずっと使っていたのが全部委託を受けた関係で空き家になってますよね。全部で24世帯以上あるんじゃないですか。特に高齢化の問題、今後お年寄り、独身でも公営住宅には優先して入れるという法律改正がされたでしょ。高齢者を優先するとか、独身者だとかそういうこの住宅法が改正されておりますし、せっかく県の施設があ

のように無駄に遊んでいるというのはもったいないと思うし、是非活用できるような状況はちょっと市長とも協議して県にお願いできるならばやっていただくと。たくさんの方が公営住宅に入りたいと思っても太宰府市は県下のこの4市1町の中でも一番公営住宅の少ない自治体ですからその辺も内部検討はいただければというふうに思います。

他に委員からありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それではこれで日程第8、議案第117号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第117号に対しての討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第117号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

委員長(武藤哲志委員) 全員挙手です。したがって、議案第117号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで13時まで休憩いたします。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時44分

休憩 午前11時44分

~~~~~

委員長(武藤哲志委員) 再開前ですが、傍聴が申請されております。傍聴者の皆さんについては傍聴規則と委員会の運営についてのご協力を改めてお願いをいたしておきます。

~~~~~

再開 午後1時02分

委員長(武藤哲志委員) それでは、引き続き総務文教常任委員会を再開いたします。

その前に午前中論議された内容で一部執行部の方から訂正と報告があります。

まず初めに監査委員事務局長。

監査委員事務局長(木村洋) 午前中に片井委員さんの方から住民監査のお尋ねがあっておりました。その中で私、平成17年度に1件住民監査請求があったというふうにお話ししておりましたが、平成16年の10月に請求があっておりました。請求がありましたのが平成16年の10月でしたので訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

委員長(武藤哲志委員) それから、先ほど職員定数の状況について各委員から熱心な質疑があっておりまして、関連する内容がありまして、総務課長から具体的な資料を提出するというところで、午前中の審議内容、採決は終わっておりますが、資料が配布されておりますので簡単に説明を受けたいと思います。

総務課長。

総務課長（松島健二） 議案第114号につきましての資料要求がありましたので、先ほどの説明と合わせまして、資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。一番左側の定数というのがこれが条例定数でございまして現在条例定数では423人でございます。その右二つ横になりますが定数ハイフンの兼務ということで上げております。これが実定数という形になりましてこれは兼務職員を除いた数になります。これが392人でございます。その横が実人員でございまして、総数で369人となっております。差し引きの23人という形で報告をさせていただきます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 特別収納課長。

特別収納課長（鬼木敏光） 先ほど橋本委員さんからご質問を受けた件でございます。報告させていただきます。平成16年度の決算認定で市営住宅使用料の未納額と世帯数でございますが、合計で8世帯、159万6,500円ということで報告しておりました。現在では9世帯、170万円となっております。世帯といたしましては1世帯、未納額といたしましては13万5,000円の金額が増えている現状でございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは説明のみにとどめておきたいと思います。

~~~~~

日程第9 議案第122号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
委員長（武藤哲志委員） それでは日程第9、議案第122号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」当委員会所管分を議題とします。審査の都合上歳出から審査を行いたいと思いますがこれに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、補正予算書の歳出20ページ、21ページをお開きいただきたいと思います。

まず、2款1項1目1節から4節までは総務課の所管になっておりますので総務課長から説明を求めます。

総務課長。

総務課長（松島健二） 職員給与費について説明をさせていただきたいと思います。これは各課に及んでおりますが、基本的な事項についてこちらで一括しましてご説明を差し上げたいと思います。今回の補正につきましては2節の給料及び3節の職員手当等につきましては予算編成時に当該年度のそれぞれの部署の職員数等を勘案いたしまして職員の昇給等の財源を見込んで計上いたしておりましたが、平成18年の4月1日及び7月1日の人事異動それと、職員の育児休業等の取得がっておりますのでその額を調整を行ないましたのでその額を補正させていただくものでございます。また4節の共済費につきましても職員の人事異動に伴う給与額の変動及び共済負担率の増加に伴いまして調整を行ないましたので補正をさせていただいてるところ

でございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ただいま、総務課長から議会関係の職員給与の減額、共済費、こういう部分について、1款議会費、2款1項の総務管理費について説明を受けました。

委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは進みます。同じく2款1項7目財産管理費、10目人事管理費は財政課長から説明を受けたいと思います。

財政課長。

財政課長（井上義昭） 2款1項7目財産管理費でございます。公用車管理関係費におきまして燃料費45万円を増額させていただいております。これは集中管理車両のガソリン代でございます。4月当初1リッター99円であったものが8月には141円と単価が急騰しておりますその関係で燃料費が不足したものでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 区長報酬20万円の減額について、総務課長、再度私の方で漏れておりましたので再度説明を求めたいと思います。

総務課長。

総務課長（松島健二） 区長報酬でございますが、この区長報酬につきましては、現在平等割と世帯数割によって支出を行なっております。このうち世帯数割の予算編成時におきまして世帯数の増加を見込んでいたわけでございますが、見込みよりも少なかったということで20万円の減額補正をさせていただきものでございます。

委員長（武藤哲志委員） 職員の人事管理費の担当はどこになりますか。

（総務課長「総務課でございます」と呼ぶ）

それでは、ここでは職員の児童手当が当初510万円が220万円増額になっておりますのでここも含めて説明いただけませんか。

総務課長。

総務課長（松島健二） 児童手当につきましては法の改正に伴いまして改正を行なったということでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 国が児童手当を増額したんですかね。

（総務課長「そうでございます」と呼ぶ）

（「6年生までやったんですかね」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） ただいま、総務課長、財政課長から1款議会費、2款総務費の1項の総務管理費まで説明を受けました。まず委員から質疑がありましたら。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） この行政区関係費の区長報酬ですが、この区長報酬に関して今後情報公開で市民の皆さまに公開していくということは考えてないでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） まず、どの辺を情報公開として行なうかの補足説明を求めます。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 例えば私たち議員もそうですし、特別職の市長、助役、収入役、教育長も年の初めには報酬の公開がありますよね。行政区長さんというのは非常勤の特別職にあたるのではないと思うんですが、それに対して例えば報酬が1人いくらという公開までする必要はないんですけど、どのような計算で報酬を渡しているということで総額いくらとそういうふうなことの公開はできないのでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） まず所管課長。行政区44ありまして、自治会が構成されたところ、行政区として委託をしたところ、こういう状況という問題がありますが、執行部の方で情報公開条例の範囲内でできるところ、内部法令審査会の関係もあると思いますが、どの辺でどういうふうな調整ができているのか回答ができますか。

総務課長

総務課長（松島健二） 現在のところ、ご指摘のように情報公開という形にはなっておりませんが、基本的なところでは、現在の支給の根拠となっております区長報酬でございますが、これにつきましては予算に定める額という形で条例上位置付けがされております。情報公開につきましては今後検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） この件についてはこれまでも言ってると思うんですけども、自治会長と行政区長を兼任している方がほとんどというか全部ですので町内会の中には自治会長というのは年間4万円から5万円だけの報酬でボランティアでやっている方結構多いんですよ。その一方で市から報酬をもらっているということを知らない方がほとんど多いです。それは報酬という形で出しているのであれば積極的に情報公開してやっていくべきじゃないかと思います。この総額も5,000万円くらいあると思うんですよ。区長報酬はですね。やはりその辺はきちんと情報公開をきちんと進めていってほしいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員、これはここで具体的に結論が出ませんのでそういう意見があったという形で対応していいでしょうか。

関連しますが、まず私の方に所管の委員長ですが、区長会は総務文教常任委員会の担当になってますが、敬老会に議会の議員を案内をしないという状況が生まれておりますが、当然長年貢献をされた部分で全部の44区に議員がおればいいですが、当然行政区に議員がおれば、今、公職選挙法でお祝い金を持っていくことはできなくても、当然行って、お年寄りに対する謝辞、それなりの敬意を表したいという状況があるんですが、区長会が現職の議員を案内しないといった状況が出てますが、これに対しては区長会が開かれておりますが、そういう内容につ

いては論議されたことがありますか、当然特別職として私たちと同じような形での、また公職選挙法上にも規定があるんですが、この辺は内部的には調整したことがありますか。

(総務部長「市の方からですか。」と呼ぶ)

いえいえ、だから区長がその地域におられる議員を敬老会に案内をしないと。それはしなくていいのかどうか。当然案内はすべきと思うんだけどね。

(総務部長「申し合わせをしたという話しは聞いてませんけどね」と呼ぶ)

だから申し合わせをしてないということは呼ばなくてもよいということですよ。

(総務部長「自治会のことですから」と呼ぶ)

自治会っていうけど行政区長主催でしょ。敬老祝い金とこの審査の関係では環境厚生常任委員会所管になりますが、当然支出をしてるわけですから。

(総務部長「補助ですよ。敬老会補助金ですから主体は自治会になると思うんですよ」と呼ぶ)

以前は当然あなた方が分担をして44の行政区に市長代理として出ておられたという経過があります。当然その当日は市長の祝辞を届けられてるようですが、まず議会の中で敬老会にその地域から出ている議員を案内をしないという状況が出てきておりますが、それはあなた方としては自治会だからそれは強制できないという問題じゃなくて、出席してる多くの議員のうちだけは呼ばないというのが出てきてますが、当然いろんな部分については呼ぶべきじゃないかと思うんですが。呼ばなくていいのかどうか。自治会主催の敬老会になるのかどうか。案内を出したがその議員さんがお見えにならなかったというのとは別ですよ。案内を出さないというやつ。

(総務部長「どこも呼んでないんですかね」と呼ぶ)

いやいや、呼んでるところと呼ばないところがあると。

(総務部長「自治会の判断だと思うんですけど。それを私の方で呼べとか・・・」と呼ぶ)

自治会が敬老会をしてるわけじゃないと思いますよ。行政予算上は敬老祝い金を議会が審査をしてやっている以上。区長が自治会長として敬老会をして自治会長があいさつをしてるところは一箇所もない。区長があいさつをしています。区長というのは市が委託をした特別職ですから。

(総務部長「区長の使い方が自治会の会長としても区長としても境目なく使ってあるんですが、職務の執行の内容については私ども区長さんの仕事というのは決まってるんですよ。それが敬老会の主催をなさいということにはなってないですね。だからあくまでも区長として使っているのは自治会の区長さんというような意味でごあいさつ、あるいは主催をしてあると思うんです。ですから市の方で貢献された方々に敬意を表しましょう、お祝いしましょうということで補助していますので」と呼ぶ)

まあ一度区長会があるときにですね、区長さんとして、執行部は年に4回の区長会開いてますから、そういう状況の中で敬老会に行こうとしてその地域に2人おられる議員さんもおれば

1人もおるし、全くいないところも、掛け持ちで2箇所も3箇所も敬老会に、しかも国会議員があいさつに来たり、県議員があいさつにお見えになったり、さまざましてるのに国会議員があいさつをし、県議員があいさつをして、そして地元の太宰府市の議員には一切案内がないと。あるいくつかの地域ですよ。その行政区の議員に案内がないという問題が出てきてますので、そこいらは少し内部調整をしてみてくださいませんか。それならば国会議員や県議員は呼ぶ必要はない。そういう矛盾点が出てきて、身近なやはり住民要求を市民的立場でやってる議員には案内せずに国会議員と県議員を呼んであいさつをさせる。地元の議員は案内をしないというのは矛盾点があるんじゃないですかというのが出てきてますので。あなた方責めてるわけではないんだから。その辺は区長会に明確にね。それならば国会議員や県議員は呼ばないでいただきたいと。そういう部分が意見として出されておりましたのでこの間関連しますので発言はしておきます。

それでは進みます。2款に入ります。

2款2項企画費22ページにまたがります。

地域振興課長から文化振興費のまず施設管理委託料が当初7,200万円だったのが244万8千円追加になった。では文化振興関係費についてを地域振興課長の方から説明を受けたいと思います。

地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 2款総務費、企画費、企画総務費、文化振興費、文化振興関係費、委託料、施設管理委託料244万8,000円の追加の部分でございます。これにつきましてはいきいき情報センターの指定管理料の追加費用でございます。内容につきましては昨年度平成17年度まで市の職員が所長を兼務しておりましたが、今年度文化スポーツ振興財団において囑託の所長を採用したことから追加の件費を計上しているものでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 今、地域振興課長から説明を受けまして施設管理委託料の追加がありました。委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

進みます。

2款3項の徴税費、まず税務課の職員につきましては収納率向上のために大変努力していただいていると思うんですが、ここでは減額ではなく増額で給与、手当、共済がっておりますが、特徴点がありましたら総務課長から説明を受けたいと思います。

総務課長。

総務課長（松島健二） この件につきましては当初、先ほど申しましたように年度当初に所属、配置人数などを勘案してたわけでございますが、人員の増によるものでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 人員の増という形で説明がありました。

委員から質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは進みます。

同じく2目の賦課徴収費として賦課関係費の減額と償還過誤納金還付金が当初1,920万円が400万円の追加になっておりますので、税務課長から説明を求めます。

税務課長。

税務課長(古野洋敏) 2目の賦課徴収費をご説明申しあげます。ひとつが13節委託料につきましては地図情報システム更新委託料、土地鑑定評価業務委託料の61万5,000円につきましては入札減でございます。

次の徴収関係費、償還金、利子及び割引料ですけど、これは過誤納金還付金で区画整理関係の還付、法人税の還付、予定納税者に対する還付の400万円でございます。

以上でございます。

委員長(武藤哲志委員) 今、税務課長から還付金については、区画整理関係、法人税、予定納税の決算関係で還付が出たということです。

委員から質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは24、25ページについて、選挙管理委員会費の職員給与費については省略します。庶務関係費の電算委託料、それから県知事及び県議会議員一般選挙費という形で来年行われる部分の準備関係もあると思いますが、これを含めて選挙管理委員会事務局の方で総務課長から説明を受けたいと思います。

総務課長併選挙管理委員会書記長。

総務課長併選挙管理委員会書記長(松島健二) まず13節の電算委託料の方から説明させていただきます。この補正につきましては、本年の3月議会におきまして、有権者の投票時間の短縮や利便性等を考えまして期日前投票の管理システムを構築するための財源組みかえのご承認をいただいたところでございます。このシステムにおきまして今後当日投票のシステムの導入を視野に入れたものにするために157万5,000円の補正をさせていただくものでございます。次に県知事及び県議会議員一般選挙費でございますが、これにつきましては3節の職員手当等から18節の備品購入費までの合計130万6,000円の減額でございますが、これにつきましては先ほど申しあげました電算委託料との財源組みかえということで今回補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

委員長(武藤哲志委員) 説明は終わりました。

委員から質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは2款7項の監査委員の給料の減額、共済負担金の増額という形で先ほどから総務課

長から説明がっておりますので、ここについては省略させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは進みます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

10款1項、この給与についても総務課になるのでしょうか。

(総務課長「そうでございます」と呼ぶ)

総務課長の方から教務課職員給与、学校教育課職員給与について簡単に説明を受けたいと思います。

総務課長。

総務課長(松島健二) この分については人的な配置人員は変わりございませんが、配属された職員の給料、そういったもの等の関係でこういった補正をさせていただきものです。

委員長(武藤哲志委員) 今、総務課長から説明がありました。

委員から質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、42ページの振興財団関係で財団振興補助金がありますので、地域振興課長36万2,000円の説明を求めます。

地域振興課長(大藪勝一) 振興財団関係費、負担金、補助金及び交付金の振興財団補助金36万2,000円の補正につきまして説明させていただきます。これにつきましては文化スポーツ振興財団補助金の追加費用ということでございます。内容としましては財団の事務局長の人件費を改定したことから追加の人件費を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

委員長(武藤哲志委員) 引き続き教務課庶務関係費が減額になっておりますので説明を求めます。

教務課長。

教務課長(井上和雄) 13節委託料、会議録作成委託料の減額につきまして、会議録の委託につきましては平成17年度まではページ単価で契約をしておりました。平成18年度につきましては見直しを行いまして分単価の契約に切り替えております。当然業者委託先も替わっておりますけれども分単価で契約をしております。それに伴いまして減額が見込めましたのでこの13万9,000円を減額するものです。

以上でございます。

委員長(武藤哲志委員) それでは引き続き学校教育庶務関係費で当初外国語指導助手として予算が742万円計上されておりました。ところが報酬と旅費の減額が出ておりますので、学校教育課長から補足説明を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 現在本市にはイギリス国籍とカナダ国籍の7月末に来日しましたALT（外国語指導助手）がいますが、カナダ国籍の指導助手につきましては租税条約による納税免除がありません。住民税、所得税のうち所得税が課税されることとなります。このことからこの事業の窓口となっております財団法人自治体国際化協会というのがありますがそこを示しております年間報酬額360万円とならないために追加補正をさせていただくものでございます。次に旅費につきましては7月末に契約期間が満了となりアメリカに帰国しました外国語指導助手2名が帰国に必要な航空運賃を通常の運賃でない格安運賃で購入したために不用額が出た関係から減額をさせていただいております。

委員長（武藤哲志委員） 今、地域振興課長、教務課長、学校教育課長から各節について説明を受けました。

委員から質疑がありましたら。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 振興財団の関係費のことについて聞きたいんですけど。ここは指定管理者になって、事務局長の人件費の増額補正になってますけど、事務局長は財団で雇われている方ですか、それとも市の職員が兼任されてるんですか。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 財団の方で雇われている事務局長でございます。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） だとしたらですね、これは指定管理者というのは民間扱いになってるわけで、そこで雇った事務局長の人件費をですね、こちらの方で今まで払ってたということだと思うんですけど、これ増額されてるので、ちょっと私は納得いかないんですけど、どういう仕組みでこの人件費は市から財団の方に出てるんですか。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 文化スポーツ振興財団につきましては事務局費、いわゆる運営にかかる部分でございますが、その部分について、市の方から補助金という形で今までも計上していたところでございます。あくまでも財団事務局の運営の部分でございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 具体的に人件費の増額補正、何か制度上の変更があったという話ですが、どういう変更があったんですか制度の。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 文化スポーツ振興財団の役員報酬及び費用弁償規定がございまして、それが改定されたために事務局長部分の報酬部分が補正された関係で今回の補正という形になっております。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） その規定の改正は誰が行われたんですか。誰がしたんですか。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興課長、平成17年度決算で振興財団の決算書が出てたよね。それで振興財団としてその部分の予算措置と平成18年度の関係で36万2,000円の部分の引き上げが行われて、当然委託関係してますし、指定管理者といっても財団に職員も出向させてるという状況があって、こういう状況になったという経過があるようですが。その辺、決算委員会での説明とか、当初予算の部分での説明がちょっと私どもやってなかったんですが、だから月割りにしてどのくらいの引き上げになるのか。その辺同じような内容が質問されておりますので。

地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） この役員報酬及び費用弁償規定につきましては文化スポーツ振興財団の理事会におきまして改定が決定された部分でございます。現実的な中身の部分としましては改定前の金額が16万700円、そして改定後が19万800円その差額について12月分を補正させていただいてるということでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 財団の理事長として常勤しているが、年間の総支給額は税込みの250万円以内に収まると。本来市が出向している財団理事長でいけばそういう金額じゃないんだけど。今言うように16万700円が引き上げられて19万800円、期末勤勉手当とかそういうものは一切なしで年棒250万円以下だと受け止めていいんでしょ。

（地域振興課長「はいそのとおりです」と呼ぶ）

地域振興課長から具体的に金額だけ36万2,000円だけでの判断ができないんですが、具体的な年棒、月額という形での説明がありました。

これに対する質疑がありましたら。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 今、渡邊委員も言ってたんですけどこの財団というのは自主独立した団体でありまして自主独立運営というのが基本だと思うんですね。財団に対しては指定管理料というのが年間契約の中で行われてありますし、その後財団の理事会の中で報酬決定がなされてそれが市に報酬の補助を求めるといのは何かあくまでも市に対していつもおんぶにだっこのような気がするんですね。やはり財団は市の職員も何人か出向しているようになっておりますし、もっと財団自体がきちんと独立採算制というか、そういうことをやらないと、何かの度に理事会で決めて自分達のところでそれを負担するならいいんですけど、全く市の方に要求するといのはちょっとおかしい話しと思うんですけど。毎年このようなこと起こってるんですかね。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 今回の規定の改正につきましては、平成18年の3月31日付けで専決処分というふうな形でなされて、5月の理事会で承認されたということでございます。指定管

理につきましては今年度、平成18年度ということでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 小柳副委員長。

委員（小柳道枝委員） ちょっと関連でお伺いしますが、今、事務局長さんが配属されたことよっての補正だということですね、財団の。今まではいなかったんですか。確認します。

委員長（武藤哲志委員） 今までいたわけ。さっき言いますように16万700円を改定して19万800円にしたと。

（小柳道枝委員「過去も」と呼ぶ）

委員長（武藤哲志委員） 過去もずうっと。

ここでちょっと暫時休憩をして、難しいところがあって。あのですね当初予算書をお持ちですか。当初予算書の189ページにありまして、いろいろありますから、ここでずうっとその部分をやると、ちょっとわからないんで、ちょっと暫時休憩をして、今のその部分について経過がありますから、ちょっと休憩をさせていただきたいと思います。

休憩 午後1時35分

~~~~~

再開 午後1時55分

委員長（武藤哲志委員） それでは再開いたします。執行部の皆さんには、私の方で暫時休憩しまして、経過について簡単に報告いたします。

現在この財団補助金の36万2,000円については、現在、事務局長が10箇所の施設運営管理を行っている。こういう状況の中で、他の館長職との賃金の格差が19万8,000円、ただし専務理事事務局長として16万7,000円という格差があるために、36万2,000円を追加したということで、その辺の内容を具体的に委員に説明をし理解をいただいたということであります。以上で委員は納得いたしましたので、進ませていただきます。

それではこの項について、再度委員から質疑がありましたら許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは10款2項に入りたいと思います。

まず1節の職員給与については減額ですので省略をいたします。

それでは小学校管理費の11節それから13節、給食調理業務委託料が、大変当初、金額から見まして減額になっておりますので、説明を学校教育課長から受けたいと思います。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 11節の需要費の追加でございますが、来年度から太宰府西小、国分小、水城西小のクラス増が見込まれています。その関係で消耗品費の追加を上げております。

次の委託料、給食調理業務委託料の減額につきましては、現在4小学校の給食調理業務を民間に委託しておりますが、契約額等の見直しを行った結果減額させていただいております。

次の備品購入費につきましては、先ほど申し上げました太宰府西小、国分小、水城西小学校

の学級増に伴います教師用の机等の備品を購入するための追加補正でございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは当初、給食調理業務の委託が5,014万6,000円ありましたが、224万4,000円については、これは4校の見直しということで、4校にまたがっているのか、4校のうち、どの小学校の部分で減額になっているかという部分がありますが、その辺はわかりますか。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 4校のうち1校について見直しを行いました。それとさらに当初予算の段階で、契約額等に追加等の予測があった部分で、少し予算を昨年度より増やしておりました。そういった関係で、4校については改めて契約額等の確認をした結果、減額が出たということでございます。

委員長（武藤哲志委員） 今学校教育課長から給食調理業務については1校の見直しを行った結果、備品購入については机等の備品購入という説明がありました。委員から質疑がありましたら。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 年度年度で学校ごとのクラスの増減がかなりあると思うんですけども、例えば、太宰府西中学校で増えて、他の学校で減ったというときには、備品というのは融通しあうんでしょうか、どうなるんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 融通ということはしておりませんが、学校によってですね備品が同じものじゃないといえますか、在庫状況あたりで少し違ってきますから、全く同じもの、例えば一つの学校が増えたから同じものを増やすということじゃなくて、学校の備品の状況によって購入する内容等が変わってきています。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 備品の中には机とか椅子とか、もちろん含まれるんですよね。で、ある学校で聞いたんですけど、机の余分な分が足りないという話を聞いたことがあるんですよ。その際、例えば一つの学校で1クラスか2クラス余ることも出ると思うんですよね。その場合はどんなふうになっているんですかね。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 余裕教室、空き教室を利用してですね、教材費というような形をとって、そこに在庫というような形をとっております。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） ということは、もうその学校から他の学校に移すということは、あまりないということですね。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 備品についてはありません。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から。

それでは引き続き学校課長に、工事請負費、各学校校舎等補修工事として、当初3,376万4,000円が上がっておりましたが、どの小学校が30万円の追加になったかの補足説明を受けたいと思います。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 来年度から水城西小学校が学級増が見込まれております関係から、現在PTA会議室、生活科室、教材室として使っていました余裕教室を壁の塗装を行ってですね、普通教室に戻すという部分の工事請負費でございます。

委員長（武藤哲志委員） 今、水城西小学校の学級増の関係と壁の修理の費用として30万円の説明がありました。委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは進みます。44ページ、45ページです。職員給与については省略をさせていただきます。中学校管理運営費、ここについては栄養士の賃金の減額、それから需用費で備品関係がありますので、それと施設整備関係費、同じくここも4校の中学校で、当初3,473万1,000円の4校の中学校について100万円の増額があっておりますし、これも学校教育課の所管になっておりますので、中学校管理運営費と施設整備関係費を学校教育課長から説明を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 7節の賃金、栄養士の減額でございますけど、中学校ランチサービス事業実施に伴いまして、当初7月から栄養士を雇用する予定にしておりました。しかし、9月から雇用したために、2カ月分の不用額が生じたために減額するものでございます。

次の需要費の消耗品費につきましては、太宰府中学校が1クラス増える見込みのため、生徒用の机、椅子などの購入予算を追加補正しております。次の消耗図書につきましては、後で歳入の部分でまた申し上げますけど、市民ゴルフ大会が開催されまして、当日チャリティ金の寄付を受けました関係から、消耗図書購入費の追加を計上させていただいております。

次の備品購入費につきましては、太宰府中学校の学級増に伴いますテレビなどの備品の購入のための追加補正でございます。次の施設整備関係費の工事請負費につきましては、学業院中学校が1クラス増える見込みのため、現在PTA会議室、博物館室などに利用しております余裕教室を清掃道具入れの設置やカーテンの取り付け、建具の調整などを行うための追加補正をさせていただきます。

委員長（武藤哲志委員） ただいま学校教育課長から、中学校管理運営費、施設整備関係費の説明がありました。委員から質疑はありませんか。

橋本委員。

委員（橋本 健委員） 12月1日から中学校ランチサービスが開始になりましたけれど、給食導入におけるですね、保温カートとか食器、こういった備品の補正はいつされるのか、今回上が



ってませんよね。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 当初予算で必要な備品等の予算要求はさせていただきました。で、今回は、先ほど申し上げました栄養士の賃金が余ったということで減額しております。で、消耗品等につきましては、今執行している部分もあります。で、備品については特に今のところ追加補正をする予定はございません。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から質疑はありませんか。

それでは進みます。10款3項2目、教育振興費の要・準要保護生徒関係費と4目、学校建設費の施設整備関係費について、同じく2つとも減額になっていますが、学校教育課長から説明を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 扶助費の減額につきましては、当初見込んでおりました1人当たりの扶助費が、当初見込みより扶助費が低かったために減額をしております。

次の4目、学校建設費の施設整備関係費につきましては、太宰府西中学校の放送設備改修工事に伴います設計管理委託料と工事請負費の入札減による減額でございます。

委員長（武藤哲志委員） 説明がありました。委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） なお10款4項の幼稚園費の幼稚園就園奨励関係費は、所管が子育て支援課になりますので所管外になります。それでは、46、47ページ、社会教育関係について、給与については説明を受けておいた方がいいと思います。まず職員給与は、この場合は増額になっておりますし、ここの部分を総務課長、増額の理由の説明を求めたいと思います。

総務課長。

総務課長（松島健二） 職員給与費につきましては当初予定していた人数より1人多くなったということですね、1名増による分でございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 1名増になったというのは、社会教育関係の一般職員の増ですか。それとも学校にかかわる職員の増と2通りありますが。

総務課長。

総務課長（松島健二） 社会教育関係でございます。

委員長（武藤哲志委員） 社会教育関係の職員増ですね。

総務課長（松島健二） はい。

委員長（武藤哲志委員） 今、社会教育関係の職員の増という説明がありました。委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは生涯学習関係について減額になっておりますので、地域振興

課長から説明を求めます。

地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 生涯学習等関係費、11需用費の印刷製本費16万9,000円の減でございますが、これにつきましては印刷製本を外注せずに職員手作りで作成したことに伴う減額でございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは3目、公民館費の審査に入りたいと思います。1節の給与については省略いたします。なお、中央公民館管理運営費、当初4,327万6,000円が527万6,000円の減額になっておりますので、減額の内容について中央公民館長から説明を求めます。

中央公民館長。

中央公民館長（吉鹿豊重） 中央公民館管理運営費、委託料の施設管理委託料の527万6,000円につきましては舞台操作常駐、舞台機構点検、音響点検等による入札減であります。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） GKを具体的に、再三、私の方も、あまりにも高いから見直せという形で、決算特別委員会などで質問をしていた内容を見直して、必要なときに出てきていただくようになったと、そういうことで受け止めていいですか。

中央公民館長。

中央公民館長（吉鹿豊重） 内容的にはですね変わりませんが、昨年度までは指摘もございましたように、随意契約で契約をさせていただいております。今回は5社の指名競争入札を行った結果、入札減が発生いたしております。

委員長（武藤哲志委員） そうするとGKという会社が替わったということですか。

中央公民館長。

中央公民館長（吉鹿豊重） 入札結果は同じGKでございます。

委員長（武藤哲志委員） 大変、委員からですね、中央公民館の使用の時に舞台操作費用が高いという意見が各委員からも出ておりましたが、入札した結果、527万6,395円の減額になったということで、入札の参加総数も合わせて報告いただけませんか。

中央公民館長。

中央公民館長（吉鹿豊重） 527万6,395円というのは、これはですね、主な内容といたしましては、先ほど申しました舞台操作常駐、舞台機構点検、音響点検、これの予算額としては、867万6,000円くらいです。それが契約いたしまして、大体400万円くらいで入札がされております。それからもう1つは舞台照明点検ということで、これはわずかですけども随意契約の関係で3万円程度の減額でございます。その他が62万2,000円で、合わせまして527万6,395円という入札減額が発生いたしましたので、今回減額補正をさせていただいております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） いま説明を受けました。委員から質疑がありましたら。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 大幅減になっているんですけども、利用する側ですよね、今後、この舞台装置それから中央公民館のホールを利用するに当たりまして、今までどおりの利用方法でよろしいのでしょうか。他に例えば、当日の人件費がいくらかかりますよとか、今以上にアップするとか、そういうことはないのでしょうかね。

委員長（武藤哲志委員） まず中央公民館を使用したときに、舞台操作だとか、照明だとかですね、映写だとか、いろんな部分の、中央公民館を貸すけど舞台操作の費用についてはG Kとの協議というのが今まであって、各委員からもあまりにも高いという状況があって、行政側も見直しを要求されておりましたが、今小柳委員の質疑内容で、ある一定の改善がなされたかどうかを合わせて説明を求めます。

中央公民館長。

中央公民館長（吉鹿豊重） やり方としてはですね、今までと同じような形でですね、常駐の方を1名、これは常時、1日8時間ということでございます。あと補助員につきましては、おのおの施設の方が、利用される方がG Kの方とお話をされて、いろんな形で補助員が要る方は、そちらの方と契約のお金で別途に支払ってもらうというような形でございます。これも今までと同じような形で行っております。

委員長（武藤哲志委員） 今、中央公民館長から説明を受けました。ほかに委員から質疑はありませんか。

門田委員。

委員（門田直樹委員） 小柳副委員長の質問と関連するんですけど、以前私どもも使ったことがあるんですけど、1人で、どう考えても絶対2人要るということを言われてですね、いやあ、もう予算がないから1人にしてくれと言って、1人で難なく終わったんですけど、要は、この分、減額になった分を利用者にかぶせられやしないかというのが心配で、その辺のG Kさんの料金ですね。体系というのは今までと変わらないでしょうか。それとも上がるのか。

委員長（武藤哲志委員） 中央公民館長。

中央公民館長（吉鹿豊重） この減額になったからということで、別に他の使用者の方に負担とするとすることはございません。

委員長（武藤哲志委員） ほかに、片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） これは随意契約が入札になっただけで500万円も減額になったということは、これまで市は500万円多く払っていたということになりますよね、結果からすればですね。ですからやはりこれは、今からの契約というのはできるだけ随意契約じゃなくて、入札するということが基本だと思うんですが、それと中央公民館の中で、私もいろんな行事に出るんですが、この前、観世音寺フォーラムという大きな県の教育委員会のフォーラムがあったん

ですよ。大変不便だなあと思ったのは、資料を見るところがあったんですけども、照明が暗いままだったんですよね。かなり資料を見るときには数字がとても大事なところで、真っ暗のままで見にくかったんですよ。ですから、そういったことも含めて、あの時の照明さんが、どういうふうにするのかという、その流れを見ていかないといけないですから、そこら辺をきちんと、やはりその会の流れも、いろんな趣旨も判断してですね、やっていただかないと、安くなって、なおかつサービスはきちんとするというのが基本だと思うんですよね。ですから、そこら辺をきちんと業者の方には指導していただきたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） これは質問しますから、この中央公民館ですね、今年から学校が使用する時に全部、有料化になっていますよね。昨年までは完全に無料で使えたものが、学校行事で使うときも有料であるというふうになったのは、これは市の方針、指定管理者制度の問題もあると思うんですけども、それはG Kさんというか、中央公民館側がそのように言っているんですか、それとも市の考え方としてそういうふうになされたんですか。

委員長（武藤哲志委員） 中央公民館長。

中央公民館長（吉鹿豊重） これは市の方針どおりにやっております。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） これは指定管理者のときに、確か、ここの総務文教常任委員会でもかなりもめた運動場とか体育館の使用について、その学校の子どもが使う時にはある程度考慮をするんだというふうなことで、指定管理者のときはかなり話をした記憶があるんですが、市の考え方としては、今後市内の公立小中学校が市の施設を使うときにも減額なしで、完全にお金を払わなきゃいけないという考え方をされているわけですね、今。

委員長（武藤哲志委員） 中央公民館長。

中央公民館長（吉鹿豊重） そのとおりでございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4目の図書館費については、職員給与について給与の引き下げの関係と共済費の負担の増額ですので、省略をいたします。

6目の文化財保護費について、史跡地公有化事業関係費で組み替えが行われております。それから、同じく文化財管理・整備関係費についてがありますので、この部分については文化財の所管になっていますから、文化財課長から説明を求めます。

文化財課長。

文化財課長（齋藤廣之） 史跡地公有化事業関係費でございますが、公有化事業を推進するために、今回17節の史跡地購入費1,800万円を22節の補償、補填及び賠償金、建物移転等補償費に組み替えをさせていただいております。補償物件は史跡地の観世音寺境内及び子院跡でございます。坂本区の家屋1棟分の補償費でございます。次に文化財管理・整備関係費といたしま

して54万円を計上させていただいておりますけれども、場所は蔵司前の遊歩道といたしますが、通学路にもなっておりますが、その部分、及び政庁跡の広場といたしますが、駐車場で利用させていただいておりますが、この合わせて延べ約5,200㎡ほどの路面の補修をするものでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 今文化財課長から史跡の買い上げについて、家屋1軒の組み替えを1,800万円行ったと。それから文化財管理・整備関係費としては、蔵司、政庁前広場の整備という説明がありました。

委員から質疑はありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） この史跡地公有化事業で太宰府の緑が、本当に景観を保っているんですが、これは市の負担はなしで、国とか、県から、ほとんどのお金が出ておりますけれども、ただ公有地が増えていくということは、相当管理費も負担が増えていると思うんですね。で、この管理費に対して、国とか県に負担を求めるとか、そういう市からの申し出なり、陳情なりなさっているのかどうか、そのあたりはどうでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 文化財課長。

文化財課長（齋藤廣之） この史跡地を抱えております各市町村、全史協という組織を作りまして、各こういう事業、文化財の埋蔵文化財の調査の補助事業、あるいは公有化事業の補助事業等の要請を行っています。しかし、この管理については今のところ具体的な補助制度というのはありませんので、今年度、多賀城市さんとも、いろいろと話をしたりしておるんですけども、管理費についても補助制度を新たに組んでいただくような要請はいたしておりますけど、今現在、具体的な項目としてはございません。要請は行っております。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは進みます。

10款の6項、保健体育総務費についてですが、ここでは補正額はありませんが、11節需要費、12節役務費、15節工事請負費の組み替えが行われておりますので、社会教育課長から組み替えの内容について説明を求めます。

社会教育課長。

社会教育長（松田満男） まず庶務関係費でございますが、その中の需要費70万円を補正させていただいております。その内訳といたしまして光熱水費、この光熱水費につきましては梅林アスレチックの電気料金、下水道料金の減額でございます。この梅林アスレチックにつきましては、本年度より、今現在、建設課の方で管理いたしておりますが、当初、そこの管理室の関係で、下水道料と電気料だけ組んでおりましたけども、今現在、貸事務所ということで、借りてある方が、現在その電気料、下水道料金を支払いしている関係で減額いたしております。

それから修繕料につきましては80万円でございますが、当初予算の体育施設関係の修繕費が

不足のため工事費より組み替えております。次に12節役務費でございますが、これも梅林アスレチックの関連で、4月当初、貸事務所で計画しておりましたけども、当初はなかなか借り手が見つからない状況でございましたので、当初、そこに市の職員が待機いたしておりました。年度途中で復活しておりますけども、電話料を、社会教育の1回線を休止いたしておいた関係で、再度復活するための10万円でございます。次に15節の工事請負費の営繕工事でございますが、19年3月までの工事費より修繕料に組み替えしたものでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 歳入と歳出の関係はありませんが、組み替えの内容の説明がありました。

委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは11款に入ります。

文化財施設災害復旧費について、当初3,395万7,000円計上しておりましたが、738万7,000円の追加になっておりますので、同じく文化財課長から説明を受けたいと思います。

文化財課長。

文化財課長（齋藤廣之） 災害復旧関係費738万7,000円を計上させていただいております。これは今年9月17日の台風13号によります風倒木の処理及び土塁の修理をさせていただくということで計上させていただいております。被災箇所は3カ所ございまして、水城跡、主に吉松地区が30本ほど、さらに大野城跡の水城ヶ丘の太宰府少年スポーツ公園の東側、ここに10本ほど、それと国分小学校西側100mのところに倒木がございまして、ここが60本、計約100本を今回処理をさせていただきたいということで計上させていただいております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） これは入札か何かですか。100本を738万7,000円というのは、数字上で見たら大変高い金額になるような感じがするんですが、風倒木1本に比較すると、その処理費があったり、そのいろんな部分、風倒木の場合についても産廃場には木クズ、これは持ち込めませんから、焼却するなり、いろんな部分があるでしょうけど、どういう経過で見積をし、処理をするというふうになっているのか、その辺は文化財課長は把握をされておりますか。

文化財課長。

文化財課長（齋藤廣之） それぞれ水城跡につきましては、国、県の補助をいただいて、申請をさせていただく予定でございます。それが来年2月ごろには採択といいますか、許可が下りてくると思っておりますので、その後、入札を行って実施をしたいというふうに考えております。また水城ヶ丘、国分小学校につきましては、これは補助の対象になりませんが、例規集に基づいて工事費130万円以上は入札という形で実施させていただきたいと考えております。

委員長（武藤哲志委員） 今、文化財課長から説明がありましたように、特定財源としては国が

ら332万5,000円、県から57万円と、市債に認められて大体80万円くらい。一般財源からの持ち出しが269万2,000円という財源内訳が出されております。

委員から質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは新たに3目で、今まで目がありませんでしたが、新規に目が新設されております。災害復旧関係費、同じく社会教育施設で64万3,000円ですが、社会教育課長から説明を受けます。

社会教育課長。

社会教育長(松田満男) 災害復旧関係費の中の工事請負でございますが、これも台風13号による市民の森キャンプ場の杉の木の倒木の撤去費でございます。

以上です。

委員長(武藤哲志委員) 今、社会教育課長から説明がありました。

委員から質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは再度委員に歳出全般について質疑があれば許可します。

門田委員。

委員(門田直樹委員) すいません。さっき、最初の方の行政区関係費のところ、ちょっと意見として言いそびれましたので、最後に言わせてもらいたいですけど、何か区長会で何か指導云々という意見もありましたけども、やはりそこそこの事情というものありますし、いわゆる区と行政区、何と言いますか、公民館とか、地域住民というのはなかなか区別して理解はしてないんですよね。その中で、古来からいろんな行事、中には若干政教分離が云々とかいう意見もあったりすることもあるんですけども、それはその住民のみんなの話し合いの中で、うまいことやっているというのが現状なんです。ですから先ほど県議、国会議員云々という話もありましたけども、こういったものも、わざわざ来ていただいているという、こちらがお願いして来ていただいているということで、こういったことも全てあくまでも、そこそこのあり方を尊重してですね。特にそういうふうな市からの指導というのは必要じゃないと、私は思いますので、意見として述べさせていただきます。

委員長(武藤哲志委員) ほかに、片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 今の行政区の関係なんですけども、これは近隣の春日市なんかも、行政区長じゃなくて自治会長という形になっていきますので、やはりこれから地域コミュニティ推進協議会もありますけど、この行政区とか自治会との関係をきちんと整理して欲しいなと思います。それと、指定管理者制度で条例の中に自治会に委託するというふうに、自治会と明記されておりますが、今自治会が市の中でどれだけあるかという質問をしたんですけど、ほとんどがありますと言ったけど、自治会の規約をきちんと作っているのかどうか、そこら辺も市が把握してですね、もう少し自治会というものの機能を充実させて、できれば自治会で主導でい

ろんなことをやっていって、地域分権と言うか、そういったことが進むように、ここら辺はきちんと整理していってほしいと思います。いろんなところで、この部分でねじれができていないんじゃないかと思います。

委員長（武藤哲志委員）　じゃあ、歳出全般についての質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員）　それじゃここで10分間休憩をし、歳入に入りたいと思います。なお、給与明細が所管になっておりますので、歳出の質疑が終わりましたら給与明細についての質疑に、入ります。

休憩　午後2時30分

~~~~~

再開　午後2時40分

委員長（武藤哲志委員）　それでは休憩前に引き続き、再開いたします。

委員の皆さん50ページ、51ページに給与費明細書が報告されております。3年近く職員給与については、昇給が人勤により昇給ストップになっておりますし、47歳以上については給与の昇給は等級区分以外については上がらないという状況です。ここで執行部にお聞きしたいのは、地域手当の地域支給対象地域が太宰府市の場合は6%になっておりまして、国の指定基準が3%です。私の方で資料をお配りいたしておりますが、大野城市では改正の内容として三役、教育長の地域手当を廃止するという条例が可決いたしております。で、太宰府市については、この問題については内部検討がどうされているかを説明を求めて審査に入りたいと思います。

このままで行くのか、まず大野城市では12月議会に常勤の特別職の職員及び教育長の給与のうち、地域手当を廃止するという部分が、現に上がっておりますが、ここで見ますと、51ページの「カ」の地域手当という部分については、今後どういうふうになるのかは内部検討されているかどうか。

総務部長。

総務部長（平島鉄信）　大野城市の市長の選挙の時期と太宰府市の選挙の時期、太宰府市は来年の4月に選挙がありますし、大野城市はもう選挙が終わっております。そういうことがありまして、私の方も大野城市の特別職の職員及び教育長の給与の地域手当を廃止するというのは、この頃入手したばかりでございまして、新しい市長の範疇に入るのではないかなというようなことで、現在まで情報として仕入れてはいますが、検討は選挙後という形であるのではないかなというようなことで、そこで協議したいなというように思っています。

委員長（武藤哲志委員）　職員については法律がありますから、将来国に準じてという問題があるんでしょうけど、当然職員組合との協議もありますが、大野城市では三役がこういう状況で、地域手当を廃止するという状況になってはいますが、当市ではまだなっておりませんので、今後の課題という形でいいでしょうか。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） はい、そういうふうに考えております。

委員長（武藤哲志委員） 今、私の方で資料配布させていただきました。給与関係明細書について、大変職員はこの3年近く昇給停止、それから47歳以上は給与の引き上げがないという状況も論議をされていますし、こういう状況の中で先ほども、歳出関係では給与引き下げが人勧に基づく部分で、大変下がっているという形で審査をしてきました。総括明細書がありますが、これに対する委員からの質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それではないようですので、歳出全般については質疑を終わります。歳入に入ります。

まず12ページ、特徴点だけを説明を求めます。まず、歳入増になっておりますので、法人税が追加になっていきますので、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（古野洋敏） 法人税につきましては7,000万円の増額補正をいたしております。要因といたしましては、1点目はですね、昨年日本道路公団が民営化になったという部分が1つの要因だと思います。それともう1つは、やはり法人関係、若干業種によって違うと思いますが、景気回復している法人もあるという形で、現状の時点で7,000万円を増額補正しているところでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 引き続き説明を求めて、あと委員から質疑を求めたいと思います。

財政課長、所得譲与税、地方交付税、この2点について特徴点がありましたら報告を求めます。

財政課長。

財政課長（井上義昭） まず所得譲与税でございますが、この分につきましてはご存じのように国庫補助負担金の削減に伴う額を所得譲与税という形で補てんをさせていただいておるわけですが、今回、国庫補助率が全部確定いたしましたので、その差額分について追加をさせていただいております。

次に、地方交付税でございますが、3億2,067万6,000円の減額でございます。これの主な要因といたしましては、下水道事業にかかる従来の財政措置、いわゆる地方財政計画で計上されておりました財政措置の大幅な見直しが行われました関係で、約2億5,700万円ほどの減額になっております。主なものといたしましては、そういう理由でございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは総務文教常任委員会の所管で史跡地内市有地使用料が当初2万円だったのが118万3,000円と増額になっておりますが、この史跡地内市有地使用料の内容を文化財課長に説明を求めます。

文化財課長。

文化財課長（齊藤廣之） 史跡地内市有地使用料118万3,000円でございますが、これは給電柱が13本、送電線の鉄塔が257㎡、電話柱が15本及び公共事業に伴う臨時的な資材置き場、水城のダイハツ跡地450㎡を貸付けしておりますのでその使用料として補正をさせていただいております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは15ページをお開きいただきたいと思います。さきほど文化財保存修理費国庫補助金332万5,000円については説明がございました。同じく5目の文化財保存修理費補助金についても57万円は県の補助金という説明がございました。それから、16ページにつきましては先ほど寄付金として図書購入費に8万円という説明がございました。あと、財政調整資金繰入金として前年度の繰入金という形で報告がなされておりますし、18ページには学校施設の市債として出されておりますが、特徴点として三位一体改革としての国の財政不足のために減税補てん債、臨時財政対策債が当初6億6,300万円が1,300万円減額となっております。この部分についての特徴点を財政課長から説明を受けておきたいと思いません。

財政課長。

財政課長（井上義昭） まず減税補てん債でございますが、これは平成11年からの恒久減税に伴う補てん措置に伴うものでございまして、今回減税額の確定に伴いまして補てん債の額が確定したものでございます。次に臨時財政対策債につきましても地方交付税の算定が終りまして額の確定に伴いまして同じように臨時財政対策債の額が確定したというものでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは歳入全般について歳出との関わりがありまして、説明を受けました。

委員から歳入全般についての質疑はありませんか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 財政調整基金ですけれども今回1億円繰り入れて残金は今いくらになりましたか。

委員長（武藤哲志委員） 財政課長。

財政課長（井上義昭） 今回1億円を繰り入れることによりまして、平成18年度末見込みといたしましては約5億4,700万円程度になろうかと考えております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員から。

それでは歳入全般について質疑を終ります。

それでは6ページをお開きいただきたいと思います。新たに債務負担行為として議会全員協議会でも説明がございましたが、5校目の学校調理業務の委託をやる。債務負担行為とし

て5,962万6,000円。それから小学校用務員の委託3,024万円。それから中学校の用務員の委託1,814万4,000円。まずこの部分について、小学校用務員7校中何校なのか、中学校用務員4校中何校を平成19年度から委託をするのか、現在のところ市の職員が配置されておりましたが、退職の関係もありますが、まずこの補足説明を受けたいと思います。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 小学校用務員につきましては現在5人民間に委託しております。中学校につきましては3校でございます。合わせて8名民間のほうに委託しております。

委員長（武藤哲志委員） それでは学校給食調理業務、小学校、中学校の用務員について債務負担行為についての質疑はありませんか。

これについては入札、随意契約になるのか、額が大きいんですが、どういうふうになるのかを参考まで説明を求めておきたいと思います。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 学校調理業務の委託の部分につきましては5校民間に委託するための限度額5,962万6,000円を計上させていただいております。今までは選考委員会で業者選定という形で教育長を委員長として関係職員で協議をして随契という形をとっておりました。調理業務につきましては今後もそのようにしていきたいと思っています。次の小学校中学校用務員業務委託につきましては今まで単年度随契ということで行ってきてましたので債務負担行為を起こしまして次回からは単年度あたりの契約額といいますか、そういった金額の削減、軽減を図りたいということでできましたら入札で行いたいというふうには考えてます。

委員長（武藤哲志委員） ただいま、学校教育課長から現在、4校については随契を行っている。今後平成19年度の契約について5校合わせて5,962万6,000円は随契でやりたい。小学校中学校用務員業務委託については契約及び入札をという説明がありました。

これに対する質疑はありませんか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 小学校だけ単純に用務員の方見てみますと3年間で3,000万円、1年間1,000万円と5名ということで1人あたり大体年間200万円くらいの予算になると思うんですけど、これは拘束時間は何時から何時ぐらいまでされてるんですか。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 学校によって少し違いますけど、早いところで8時20分から4時50分になってます。

委員長（武藤哲志委員） 他には。

それでは、債務負担行為の追加については終わります。

同じく一部事務組合として筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債負担金、同じく消防ポンプ自動車を平成19年度から平成21年度までの間の限度額としての追加が出されております。450万8,000円と579万5,000円ですが、これについて筑紫野市と太宰府市とが同じような人口

割、世帯割で負担をするという部分で太宰府市の負担分です。

これについて質疑はありませんか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 消防組合そろそろ広域化の話が出てくると思うんですけど、実際具体的には債務負担が平成21年度まで組んであるんですが、広域化事業というのはそれ以前に進む予定はないんですか。

委員長（武藤哲志委員） 総務課消防・防災担当課長。

総務課消防・防災担当課長（武藤三郎） 広域化事業についてはまだ検討の段階に入っておりません。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員から。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、第2表債務負担行為補正についての審査を終ります。

第3表地方債補正について、先ほど現年発生 of 災害復旧事業債として新たに目があがっております。ここの部分について、80万円、30万円と変更という形で、教育施設耐震化事業債、それから減税補てん債、臨時財政対策債の変更の地方債補正が上がっております。

これに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

先ほど歳入歳出の中で出てきた内容です。

それでは質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第122号に対して討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第122号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがって議案第122号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 6 名、反対 0 名 午後 2 時 5 7 分

~~~~~

日程第10 請願第5号 少人数学級に関する請願

委員長（武藤哲志委員） 日程第10、請願第5号「少人数学級に関する請願」を議題とします。

この請願については、当委員会に渡邊美穂委員、片井智鶴枝委員が紹介議員になっておりま

す。なお、これについて、紹介議員からの追加説明があれば許可いたします。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 追加の説明をいたします。今回の少人数学級に関する請願は太宰府市で新1年生からということで小学校中学校と書いてありますが、35人以下学級にしてくださいということです。来年度の小学校の新1年生、あるいは中学校の新1年生がどういうふうなクラス編成になるかという数字があるんですが、10月1日現在で、例えば太宰府東小学校で21人学級がある一方で、水城西小学校では36人学級、子どもの数が1クラスで15人違います。また、中学校におきましては太宰府中学校が37人、太宰府東中学校が39人で随分学校の格差がでております。これは本会議の時も私申しましたけども、小学校の1年生というのはかなり環境が変わりまして、20人学級と36人学級というのは、子どもの環境というのはすごく大きいんじゃないかなと思います。それで、この近隣では宇美町と筑紫野市がこうすることで少人数学級をやっておりますが、それに伴う人件費は1人に伴う人件費はすべて含めまして300万円ほどかかっております。ですから太宰府市の厳しい財政状況の中で即少人数学級の実現というのはかなり困難な部分もあると思いますが、やはり小学校、中学校1年生というのは環境が変わる中で子どもたちをゆとりを持ってしていくことはとても重要なことではないかと思っております。で、その中で去年、小学校で少人数学級を実施された中で国分小学校、太宰府小学校やっぱりゆっくり安心して見守ることができたと保護者や先生からも好評だったと聞いておりますということが請願の中にも書いてありますので、その辺も参考にされて皆様の審議をよろしく願いたいと思っております。

委員長（武藤哲志委員） この請願審査に当たりまして、この請願については直接教育委員会、国に意見書を上げるという問題ではありませんので、まず参考意見として教育委員会にこの請願にあります太宰府市の小学校7校、中学校4校の見込みとして1年生で大体40人近くなるクラスと35人クラスになるというまず予測がついているのかどうか、私も再三に渡ってこの問題7回から8回近く議会で質問させていただいたことがあります。来年度の入学で小学校7校、中学校4校で大体クラス編成で一番悩んでいる問題が報告できれば参考意見として出していればありがたいんですが。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 先ほど片井委員が言われたとおりでございます。状況としましては、推計の資料から先ほどそういった数字言われたんだろうと思います。確かに少人数学級ということになりますと、さっき言われましたように宇美町、筑紫野市が現にやっておられるということお聞きしております。あと、教員の定員枠というのが学級数によって決まってくるから、そういった学校の状況あたりも勘案しながら学校現場が少人数学級が必要と判断されれば検討されるという状況もございます。確かに人件費の部分が出てまいりますので先ほど片井委員も言われたようにかなり現状としては少人数学級の設置というのは難しいと捉えております。

委員長（武藤哲志委員） まあ難しいということだけど、審査の段階ですから現実のところ35人以上の見込みとしては7校中、どことどの学校が今のところの予定としてはね。だから以前も加配というかそれを学校長が申請すれば福岡県が認めてくれるということで昨年2校認められたけど、これもまた引き続き申請出さないと認められないんですが、そういう状況の中で小学校7校で35人以上のクラスが予定される学校は今どことどこなのかと、1年から6年まで、中学校の生徒の1年から3年まででいろんな数字をあなた方は毎月出してるからよく見ていますけど今のところ、来年入学時に35人学級になろうとしている1年生とかそういう状況で状況を掴んであれば参考にしたいので報告いただきたいと。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 新1年生につきましては水城西小学校が35人を超える予定でございます。参考までに申しますと7小学校1年から6年の学級数が117クラスになる予定です。うち21クラスが35人を超えるという状況でございます。中学校につきましては全部で49クラスになりまして、24クラスが35人を超えるということでございます。あと、中学校につきましては4中学校とも35人を超えるクラスが発生します。

委員長（武藤哲志委員） 今請願審査を行っておりますが、この請願については直接太宰府市に関わる内容ですので教育委員会……。

（学校教育課長「すいません委員長」と呼ぶ）

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） ちょっと申し遅れました。中学校の1年生につきましては太宰府中学校と太宰府東中学校が35人を超えるということで推計しております。

委員長（武藤哲志委員） あとこの紹介議員に渡邊美穂委員がなっておられますが、何か意見がありますか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 私今回の一般質問でもやろうと思っているんですけども、やはり法律改正によって自治体間に教育格差が出てきている状況があって、その中で子どもの見守りの部分も含めて少人数学級を実施してほしいという意見は、これは一部の保護者の声ではなくて保護者全体の声だと私は思っております。太宰府市は予算がないと言われてますが、これは一般質問のほうでもやりますけども、やはりいじめの問題も含めて早急に対応しなければならない、来年度からでもできるんだったらすぐにでもやらなきゃいけない子どもの命を守るという問題で是非これは本当に委員の皆さんには早急に対応すべきだということをさらにご認識をいただいてご考慮いただきたいというふうに思います。

委員長（武藤哲志委員） 今、紹介議員から追加説明がありました。

それでは委員から意見がありましたら出してください。

橋本委員。

委員（橋本健委員） この請願に関してはちくし教育を考える会の方ともお会いしているお

話を聞いたんです。で、現場の先生の方からこれが上がっているのかどうかもちよつと確認をさせていただいてんですが、そうでもないみたいですけれど、方向性としては私も賛成なんです。それで太宰府西小学校の学校長にもお会いしましていろいろお話を聞いてきました。現在、確かに30人、35人学級が理想だけど、現在は担任外教員が配置されてると。これ県費か何かで配置されているということですが、この辺の状況を学校教育課ではどのように把握されてますか。担任外教員が配置されているということと、授業改善担当者が各学校に1名ないし2名配置されているから、仮に79名を2クラスに振り分けると39人と40人になりますよね、そうすると担任外教員を担任に回せば27人、26人、26人で3学級の編成ができるということで今のところ困っていませんというお答えをいただいたんです。

委員長（武藤哲志委員） まず請願ですから執行部の参考意見として伺いたいと思うんですが、執行部の方で今、橋本委員からあった内容について参考意見として報告いただけるならば、学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 今の件ですけど、学校長の判断というのもありまして、橋本委員が言われたように学校によって必要性というか捉え方が多少違うという部分があります。現状としましては習熟度と申しますか、子どもの学習の程度に応じて、ひとつのクラスを必要に応じて半々に分けたり、そういう学習をしてある学校もございます。初めから少人数にするんだという学校もございますけど、状況としては必要に応じてひとつのクラスを2つに分けて学習がなされている状況でございます。担任外教員の部分につきましては教員の定数の関係が出てまいりますから当然、先ほど言いましたように校長の判断による場合も出てまいってる状況です。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員から、後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） 今度新1年生のクラス編成を人数によって計画されていると思うんですけど、もし入学するまでの間に転入とかの方たちが出た場合に現在で39人とかのクラスになってとった場合に、そこが例えば転入がかなり多かった場合に40人を超えとか、クラス編成の変更というのはありえるんですかね。

委員長（武藤哲志委員） それでは参考意見として学校教育課長。クラス編成というのは教育方針としてはしないと聞いておりますが、その辺参考意見として、学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 1クラス40人という部分につきましてはぎりぎりまで転出入の確認等をしながら学校側も学級編成という作業をしています。例えば81人とか79人になれば学級数が当然、現状の40人学級でいきますとひとつ増えたり、減るという状況が出てきますから、学校側としては先ほど言いましたように転出入の状況を見極めながら、直前まで学級編成の作業を行っているという状況があります。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員からは。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 教育委員会の方になるか分かりませんが、参考までに聞かせてほしいんですけど。今学校教育課長がご説明されたように学校現場ではぎりぎりまで何クラスになるかなってことで2クラスとか3クラスのクラス表見ながら本当に先生たち大変な状況でやっているのが現実なんですね。それで教育委員会で太宰府市の少人数学級をどうしようかという協議というか、子どもの環境も含めてされてることがあるのかどうか、その辺りはどうなんですか。

委員長（武藤哲志委員） 参考意見として学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 先ほど言いましたように学校長の判断で少人数にしたいということであれば当然子どもの方にそういう話が上がってきます。それを受けまして子どもは県教委の方にまた内容など伝えながら行っている状況です。

委員長（武藤哲志委員） 他に。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） ただいま紹介議員であります片井委員、渡邊委員からも説明を受けました。また参考意見といたしましても教育委員会からも説明を受けておりますが、私の会派の意見を説明させていただければ、この教育問題、30人学級、35人学級これは本当に望ましいことであると思います。それには賛成すると思いますが、今太宰府市で抱えている教育問題、もろもろのこともあると思いますので子ども今、現状を見まして、先ほど片井委員の方から1クラス何人くらいという話もありまして参考資料として目を通しましたところ各クラスが35人から39人、少ないところでは20人台というところが今のところは出てるようでございますので、それと同時にPTAの保護者にお伺いする件、それから学校の先生方現場によって違いますので、いろいろ参考にいたしまして協議いたしました結果、もう少し検討する余地があるのではないかとということで私個人的には継続審査という形を提案させていただきたいと思いますがよろしくお願い申し上げます。

委員長（武藤哲志委員） ただいまこの請願についての意見を終了します。

小柳委員から継続審査という動議が出されました。

この継続審査という動議を認め、本請願を継続審査することについて採決をとりたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

それでは採決を行います。請願第5号を継続審査することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。したがって、請願第5号は継続審査と決定いたしました。

継続審査 賛成6名、反対0名 午後3時17分



~~~~~

日程第11 意見書第6号 「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書について
委員長（武藤哲志委員） 日程第11、意見書第6号「「法テラス」の更なる体制整備・充実につ
いて」を議題とします。

なお、提出者、賛成者は本委員会にはおりませんが、意見書第6号の追加資料も配布されて
おります。本会議では紹介議員から内容の説明を受けております。それでは皆さんから意見が
ありましたら、意見を求めます。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 意見を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 討論なしと認めます。

採決を行います。

意見書第6号「「法テラス」の更なる体制整備・充実について」を原案のとおり可決するこ
とに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。したがって、意見書第6号は原案のとおり可決すべき
ものと決定しました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午後3時19分

~~~~~

以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

ここで、お諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につ  
きましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求  
書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時20分

太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成19年1月23日

総務文教常任委員長 委員長 武藤 哲志